

平成 28 年第 4 回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 平成 28 年 12 月 9 日 午前 9 時

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	中森 一秀	1 問 1 答	①町正規職員の労務管理、特に定時時間外労働・休日における就労体系そして長時間労働等の問題点、改善すべき課題点について (副町長、総務税務課長) ②どこまで進めた本町の「マイナンバー制度」の普及状況 (担当副参事)
2	前川 勝	1 問 1 答	①保育（入園）の実施（可能）基準について (町長、担当課長) ②町内ナイター使用状況について (町長、担当課長)
3	木戸口 勉幸	1 問 1 答	①地方創生の取り組みについて (町長、企画課長、農林課長) ②行財政改革をどのように進めていくのかについて (町長)
4	坂井 信久	1 問 1 答	①図書館の運営管理等について (町長、教育長、総務課長、総務課副参事、教育課長) ②一般質問に対する当局の答弁について (町長、教育長、総務課長)
5	山際 照男	1 問 1 答	①行財政改革の答申について (町長、副町長、担当課長) ②多気中の建てかえについて (町長、教育長)

（7 番 中森 一秀 議員）

○議長（西村 茂） それでは、1 番目の質問者、中森一秀君の質問に入ります。

7 番、中森一秀君。

○7 番（中森 一秀） おはようございます。トップバッターでございますが、私は今回、2つのテーマについて質問をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

「1問1答方式」によりまして、1点目は、町正規職員の労務管理、特に定時時間外労働・休日における就労体系、そして長時間労働等の問題点、改善すべき課題点について、副町長ほかに、お聞きしたいと思います。

2点目は、どこまで進めた本町の「マイナンバー制度」の普及状況について、担当副参事に伺いたいと思いますので、的確な答弁をお願いをいたします。

それでは1点目でございますが、町正規職員の労務管理等について、伺いたいと思います。

本町正規職員の働き方の現状と改善すべき懸案事項について、お尋ねをいたします。

町行政全般について外部の町民の視点から見ますと、本町職員諸氏は多種多様な企画立案、準備、実行の各段階において、よく頑張っていると思います。心より敬意を表します。

しかし、町本来の役割である、町民の福祉の増進と町民サービスの提供など、限られた町職員で公共的事務を的確かつスピーディーに遂行するためには、時として時間外勤務や休日出勤も余儀なくされる事も多いと推察されます。

昨今のマスコミ報道で、たいへん気になることがありました。それは、広告代理店最大手の「電通」の過労自殺事件です。昨年12月、新入の女性社員が長時間労働が重なり耐えきれず、自ら尊い命を絶ってしまったことです。さぞかし無念だったというふうに思います。悔やみ申し上げたいと存じます。

この事件の問題は、振り返ってみますと、厚生労働省労働局が労働基準法違反の疑いが濃いとして家宅捜索したことでございます。労働基準監督署からの是正勧告を受けたり、既に「臨検」と呼ぶ抜き打ちの強制立ち入り調査も行われるなど、組織的な業務時間の過少申告など悪質なことが繰り返し行われていた点にあります。

報道によりますと、電通は過去にも2人の過労自殺者を出していたようです。この会社は職員を守ることの重要性和コンプライアンス精神が全く欠けているのではないかというふうに思うわけでございます。

ここでちょっと新聞の記事でございますが、この過労自殺した電通の新入社員の高橋まつりさんの母親幸美さんが述べているコメントを、1つ紹介をしておきたいと思います。

「社員の命を犠牲にして業績を上げる企業が日本の発展をリードする優秀企業といえるのか。命より大切な仕事はない。」と訴えたことによります。

さらに、「過労死や過労自殺は起こるべくして起こる。経営者は大切な人の命を預かっているという責任感を持ってほしい。その上で愛する娘を突然失った悲しみと絶望は、失ったものにしかわからない。」と涙ぐんだそうでございます。

また、まつりさんが亡くなる前ですが、お母さんにメールで「大好きで大切なお母さん。さようなら。ありがとう。自分を責めないでね。最高のお母さんだから。」というメールが最後だったというふうに述べております。

こういうような痛ましい事件が本当に現実的に起こっておるわけでございますが、労働基準法では、1週間の勤務時間を40時間と定めていますが、過半数組合と労使協定（通称36協定）を結び、労働基準監督署に届け出れば時間外労働が認められ、原則として1カ月45時間、1年360時間を超えない範囲でなければならないとされています。

しかし「特別条項付き協定」ではさらに延長もできるなど、実質的に労働時間は青天井となり、労使協定の存在する意味は小さくなって、働く人を守る法制度とは言いがたいと思うわけでございます。

また、過労自殺に対する労災認定も、その迅速な認定事務もスピード感が無いのが現状であり、労働者と家族を守る根本的な法の整備が急がれるところでございます。

さて、本題に入ります。本町の正規職員はどのような勤務体系の下で働いているのでしょうか。定時勤務はさることながら、時間外勤務いわゆる残業や休日出勤の実態は、町民には漠然としたものしか見えていません。

現在の就業体系に問題や課題はないのでしょうか。電通のような極端な長時

間残業はないと思いますが、休日出勤など過重労働は発生していないのでしょうか。その実情を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

まず①点目でございますが、タイムレコーダーの設置状況、その労働管理のチェックについて、まず1点目伺いたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

**○総務税務課長（小林 真一）** ただいまの中森議員のご質問にお答えします。

まずはじめに、これらの質問につきまして、当町の職員のことを心配してくださってのことだと思しますので、大変ありがとうございます。

当町における職員の出退管理につきましては、本庁をはじめ、振興事務所、各出先機関、これは文化会館、美化センター、保育園、給食センター等でございますが、に設置しておりますタイムレコーダーで管理をしております。

勤務日当日におきましては、各所属にてまず朝の朝礼を実施します。職員の出勤状況とその日の業務の確認を行っています。

また、月初めにおきましては、前月分の出退の状況を各所属長、これは課長、園長でございますが、がタイムレコーダーのチェックをし、総務税務課のほうへ提出をしています。さらに、全職員のタイムレコーダーについて、私のほうが、チェックをしています。

このような状況になっております。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

7番、中森一秀君。

**○7番（中森 一秀）** タイムレコーダーでの管理ということで、課長あるいは園長、それで職員全体は総務課長がチェックしているということで、まず当初の点について、よくわかりました。

それで、さらに現在の就業規則等における休日の勤務、残業などの労働はど

ういうふうな形になっているのでしょうか。その点についてお伺います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○総務税務課長（小林 真一） 職員の時間外勤務命令につきましては、本来、町長が行うわけですが、当町では事務決裁規定によりまして、専決事項ということになっており、副町長の専決事項となっております。

実際の手続きといたしましては、まず課長が職員に勤務命令をするときは、事前に副町長に決裁を仰ぐことになっております。また職員は、勤務終了後、課長に報告し確認を受けるようになっております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） わかりました。

それで、③点目でございますが、正規職員1人当たりの現状時間外勤務及び休日勤務の実態をお尋ねします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○総務税務課長（小林 真一） 時間外・休日勤務の状況でございますが、多気町職員の勤務時間、休暇等に関する条例というのがございまして、ここでは「1週間当たり 38 時間 45 分」と定めております。

それを超えた勤務時間が時間外勤務となるわけですが、その状況といたしまして、昨年度平成 27 年度を見てみますと、休日勤務と合わせまして、正規職員1人当たりの年間の平均でございますが、76 時間となっております。また、1月当たり 50 時間、私なりの1つの基準をつくって見てみますと、10人を若干超える職員が該当しております。また1年間におきまして 200 時間、これも私なりの基準でおいておるわけですが、を超えるものについても 10人を若干超える者が該当となっております。

これにつきまして、業務内容を分析しますと、時期的な業務の増加が考えられます。例えば選挙の場合、一時に集中するっていうことがございます。または確定申告。税務申告の時期になりますと、一時に集中することになります。さらには、事業課におきましては、災害等が起こったとき。この時も一時に集中することがあります。ですから、このような状況でありますと、やむを得ない事情と考えられます。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 当初申し上げましたとおり、どうしても残業等あるいは休日出勤等にかかるところはやむを得ない、発生するだろうという予測はしていたわけですが、10人という数字が多いか少ないかは、どういう比較にもならないわけですが、少なくとも、きちつとはできないことはわかりますので、今後もそれ以上あまり人数が増えるようなことについては極力避けていただければありがたいなというふうに思うわけでございます。

それで実際に、先ほどそれぞれのセクションの中でどうしても集中するという話でございましたが、今現在、現業という言葉使っているのかクエスチョンマークを自分で持ちながら、現業職・事務職という言葉使って時間外勤務の実情をお尋ねするわけでございます。言葉が違っておれば訂正させていただきますので、1つその点についてもよろしくお願いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○総務税務課長（小林 真一） 「現業・非現業」とこういう分類をさせていただきますと、現業職、これは運転手や美化センターの作業員でございますが、1人当たりの年平均139時間でございます。月平均にしますと約12時間でございます。非現業、これは我々一般職でございますが、を見ますと、1人当たり年平均72時間、月平均6時間。このような実績になっております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 私の思っていたような形かなというふうに思いますが、いずれにしても、その仕事の内容によって、当然長い短いは出てくるのは、仕方ないことだというふうに思いますが、その特に現業といいますか、そこに携わってみえる職員の方は、どういうふうな状況で、そのチェックをしているのか。残業というのは外へ出たりしたときに、どういうふうなチェックをしてるかということがわかりにくい点もあろうかと。

疑うという意味じゃなくて、実際にそこまで行って上司がついていれば、問題ないとは思いますが、どうしても上司がつけないというふうな仕事もあろうかというふうに思いますが、その時にどういうふうなチェック対応をしているか、その点について伺います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○総務税務課長（小林 真一） 現業職の時間外のチェックでございますが、まず運転手につきましては、これにつきましては、土曜日曜のバスの運転、各種団体やら、小学校中学校等のバスの運転をしております。そのチェックにつきましては、全て私のほうでさせていただいております。また美化センターの作業員でございますが、これにつきましては、焼却能力とあと施設の老朽化等によりまして、時間外の勤務が発生しとるっていうふうに聞いております。このチェックにつきましては、担当する環境商工課長のほうがチェックをしております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 適切的確な管理はされてることと思いますけども。

新聞記事で恐縮なんですけども、実はある新聞社が全国の主要企業 143 社の働き方に関するアンケートを取った記事が載っておりまして、その記事によりますとですね、長時間労働については、本町の場合、長時間といえるかどうかわかりませんが、その長時間労働をきちっとできているかどうかというのは、上司が大きな鍵を持っているというふうにまとめております。その中で、一端を紹介しますと、「全国主要 143 社が回答した働き方に関するアンケートで、長時間労働を見直すためには、上司が鍵を握ると考える企業が多いことがわかった。非正規労働者と正職員との処遇格差も顕著で、働き方改革を進める上での論点が浮き彫りになった形だ。」というふうに結んでおりますが、その内容によりますと、そのいわゆる実際にどのように対応してるかということでございますが、上司からの声かけが 81%。このフレックスタイムの導入でございますが、これは町の場合たぶんないとは思いますが、その次にフレックスタイム制の導入が 77%。定時退社など計画的な残業禁止の設定 75%。部下が残業する際は上司の許可を前提とする 70%。時間管理などに関する管理研修の実施、これが 66%。経営トップからのメッセージが 66%。残業時間の上限を決めているのが 60%でございます。あとは少しパーセントが減ってくるわけですが、少なくとも、先ほど述べました点が我が多気町の中でも当てはまるどころが実際にあるのではないかなというふうに思うわけでございます。

特に上司が声かけで 81%ということなんですけども、やっぱり残業に許可を求めてやる。先ほどの課長の話では、そういうふうになってるようでございますけども、少なくとも、それが徹底した形で実施されるということが重要なことというふうに思うわけでございます。

やはり民間企業とこういうような公的機関との仕事の内容等あるいは体制等が異なることは、おそらくあると思いますけども、基本的には、とにかく上司が部下に対して命令する、あるいは指示するということが現実にあるわけですから、やはりそのためにきちとした職員の健康管理についてはきちっとすべきかなというふうに思うわけでございます。これは何かあったときにはまた

トップに対しての責任が問われるということになります。これは町長なり、あるいは総務課長という形になると思うんですけども、そういうことがあってはならないというふうに思うわけでございます。

そこで、もう1点でございますけども、⑤番目でございます。「ノー残業デー」はしっかりと守られているのか。あつてはならない、いわゆる「サービス残業」の実態について、お尋ねします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

**○総務税務課長（小林 真一）** ただいまの質問にお答えします。

本年3月に夜間窓口の関係もございまして、ノー残業デーを水曜日から月曜日に変更いたしました。水曜日には、窓口延長を行っておりますので、窓口延長のない月曜日に変更いたしました。

月曜日にはできる限り夜間の会議・打ち合わせ等を入れないように課長会議で通達をしております。

また、サービス残業につきましては、課長等の上司が強要することは決してございません。実際のところ、6時を回っても職員が残っていることもあり、私は退庁するときには、残っている職員に声をかけ、必要のない残務については整理し、早く帰宅することを声かけをしております。また、他の課長についても同様だと思います。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁が終わりました。

中森一秀君。

**○7番（中森 一秀）** 町の現在のあり方については、ないだろうということは私としては、理解しながらあえて質問する部分もあるわけですけども、実際そのような形で管理が行われるということは、本当に大切なことだと思います。やっていただいてありがたいと思うわけでございます。

このテーマの最後でございますが、労務管理に関し、職員組合との労使協定

の中で、改善すべき問題や課題点はあるかないのか、その点について伺います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○総務税務課長（小林 真一） 答弁をさせていただきます。

私たち公務員につきましては、一般的に時間外勤務の根拠につきましては、労働基準法第36条ではなく、労働基準法第33条3項に求められております。

この労働基準法第33条第3項の規定に『公務員』にあつては、『公務のために臨時の必要がある場合において』、時間外勤務や休日勤務を指示することができる」このように規定されているからです。

すなわち民間の場合は、労働基準法第36条に基づき、労使協定によって初めて時間外勤務等が課されるわけですが、公務員の場合は、労使協定にかかわらず、当然に時間外勤務等が課せられるものとされております。

ですから、当町におきましては、労使協定は必要的なものではなく、交渉の結果を反映した紳士協定となっております。

毎年、労使間協議の中で処遇待遇面の改善協議を行っております。その上で、改善できるものは改善しています。特に現在のところ大きな問題も生じておりませんのでご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） いずれにしても、こういうふうな痛ましいことが起こってはならないということは、それぞれ皆さん方、理解されることであろうと思いますので、安心するわけですが、いつどういふふうな形で部下が悩んでるっていうようなこと、そういうようなところにも心配が必要な部分もあろうかなというふうに思います。やはりなかなか、上司に言えないというようなこともあろうかと思ひますし、やはり労働環境をきちっとした形で進めていくのは1つの責務でもあるのではないかなというふうに思ひます。どうぞよ

ろしく管理してあていただきたいと思います。

それでは、2つ目のテーマについて、質問をいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

2つ目は、どこまで進めた本町の「マイナンバー制度」の普及状況でございます。

マイナンバー（共通番号）制度の開始から1年が経ちました。日本に住民票を持つ全ての人に、12桁の共通番号割り振る制度で、国や市町村が、年金など社会保障や税務関係、災害支援対策などの行政サービスを効率化する狙いで、昨年10月5日にスタートしたものでございますが、思い起こしますと、国民に共通番号、いわゆる背番号制を設定することには、強い不安を憶えた昨年の今頃でございました。

その後のマイナンバー制度がどうなったのか、本町の制度推進の経過と実情・対応について、次の点をお尋ねしたいのでよろしくお願いをいたします。

まず①点目でございます。本町における「通知カード」の郵送は、多気町全世帯に届けられたのか。その結果をお尋ねします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民福祉課副参事、三木弘隆君。

**○町民福祉課副参事（三木 弘隆）** 通知カードにつきましては、議員ご指摘のとおり、昨年10月5日現在の多気町に住民登録のあった5,556世帯に、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと言いますが、そこより、転送不要の簡易書留におきまして、町内におきましては、昨年11月21日より、11月末までに、郵送交付されまして、5,103世帯91.8%の町民の方々に受領いただいたところでございます。

また、受け取らなかった世帯の簡易書留につきましては、11月26日より郵便局より順次役場に返戻されまして、昨年12月3日までに453世帯、924人分の返戻を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 順調に進んでいるのかなっていう感じはするわけですが、一応全国民に行きわたるという前提で進められた制度でございますので、行きわたってない方とのサービスの差がそこでできてしまっただけでは、まずいかなというふうに思うわけでございます。

その点をまず前提に考えていった上で、②点目でございますけれども、届けられなかった通知カードは何世帯の何人で、全体の何％か。届かなかった理由と今後の対応は。という点でございます。

先ほどの答弁と若干重なる部分もあるかと思っておりますけれども、再度よろしくお願ひします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課副参事、三木弘隆君。

○町民福祉課副参事（三木 弘隆） 町民課に返還されました 453 世帯分の通知カードにつきましては、昨年の 12 月 1 日から住民さんのサービスの向上ということもあわせて、交付場所を勢和振興事務所分と多気町町民課窓口分に分けて、再通知を行うなど、交付事務を続けております。

本年 11 月 25 日現在、亡くなられた方とか転出もございまして、死亡世帯が 12 世帯、転出が 26 世帯、受け取り拒否 5 世帯を除きまして、31 世帯 36 人分が未交付の状態となっております。その未交付世帯の割合につきましては、0.56%となっております。

現在残っております 31 世帯のうち、17 世帯が住所に住まいがない、または住まいがあっても住んでみえる気配がない。9 世帯が町外施設に入所中で、家族に郵便による手続きを案内させていただいたところ、まだ交付手続きに見えていない。残り 5 世帯が、町内を各戸訪問させていただいておりますので、訪問し家族の方に交付手続きを依頼しましたが、交付手続きにみえていない、というような世帯になっております。

今後の対応につきましては、郵送及び自宅訪問し、依頼した 14 世帯方々については、家族の方を含めまして、本人の交付手続き待ちの状態でございます。また、町内で連絡の取れない 17 世帯につきましては、対処方法がもう見つかりませんので、窓口にてその他の手続きで来庁の際、窓口交付手続きをできる体制を町民福祉課と振興事務所のほうで取りまして、交付手続きをするように、交付の事務を続けておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 届いてない世帯、あるいは人数の場合が 0.56%というようなことで、おおむねあれだというふうに思いますけれども。先ほどの答弁の中で気になったのは、拒否をされた方が 2 名おられたというようなことなんです。差し支えなければその拒否の理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課副参事、三木弘隆君。

○町民福祉課副参事（三木 弘隆） 受け取り拒否は 5 世帯でございます。

5 世帯の方は、郵便局から戻ってまいりまして、役場の窓口で交付手続きをしていただくように通知をさせていただいたところでございますが、窓口に見えまして、「利用しないので私は要らない。」というふうにおっしゃられて、お断りになられたということです。また、滞っていた方もございますので、サービス過剰と言われるかもしれませんが、自宅訪問させていただいて「私は要らないので」というふうに通された方もあります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） そういうのは、いろんな考えの方もみえるので、これは仕方ない部分もあろうかと思えますけれども、制度上やる以上は、しっかりとした対処でもってやるべきかなと思います。

④番目でございますが、取得が任意の「マイナンバーカード」は、今年の1月から窓口での交付が始まっていますが、9月時点での国の集計では交付申請を済ませた人は、日本に住む人の10%弱とすごく低い数値でございます。

この数値から推察すると本町でも申請者は少ないと思われませんが、その実態を率にするとどの程度でございますか。よろしく申し上げます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民福祉課副参事、三木弘隆君。

**○町民福祉課副参事（三木 弘隆）** 本町のマイナンバーカードの交付状況につきましては、本年の10月末現在で集計させていただきました。851人の申請で、平成28年1月1日の人口を基準にしますと、人口が1万5100人ですので、県のほうへ報告しておりますのが、28年1月1日の人口をもとにほうこくしておりますので、28年1月1日現在の人口1万5100人に対して5.63%の申請率というふうになっております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁が終わりました。

中森一秀君。

**○7番（中森 一秀）** 低いのは全国的に低いというようなことでございますけれども、やはり本町としても5.6%。これが、なぜこういうふうに低い数字なのか、ある程度のところまでは推測はできるわけですが、やはり1つは、このマイナンバーカードの所持等にいろんな不安があったり、報道で国のほうから報道していますように、今後の預金の関係とかいろんなやっぱり不安条件があるんじゃないかなというふうに思うのは誰でも、この数字に表れているようなことかと思うわけでございますけれども。

そこで⑥番目の質問でございますが、当局は、昨年当制度導入への説明の中で、公的な身分証明書になると、その利便性を高く評価するよう理解を求めていましたが、私のこれまでの経験では身分証明書の提示を求められても共通番号カードではなく自動車運転免許証で間に合っています。これでは用途の利

便性が高いとは言えないのではないかなというふうに思いますが、その点の見解をお聞かせください。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民福祉課副参事、三木弘隆君。

**○町民福祉課副参事（三木 弘隆）** 利便性につきましては、昨年8月の社会保障番号制度の議員研修会の中で、住民基本台帳カード、個人番号カード、通知カードの比較において、取り上げてさせていただきまして、説明させていただいた、ということの記憶の中で、ご答弁申し上げさせていただきます。

マイナンバーの記入が必要となる届出・手続きをする場合につきましては、マイナンバーカードですと、顔写真もございますので、カード1枚の提示でことが足りることになりますが、通知カードですと、カード以外に、議員ご指摘の免許証等の身分証明書の提示が複数必要となりますので、まず利便性がマイナンバーカードのほうが高いんじゃないかというふうに研修会でご説明させていただいたものだと思っております。また、顔入りの個人証明っていいのですが、免許証等以外には従来の住民基本台帳カードというものがございまして、割合、身分証明書として顔写真入りの証明書が少ないということもございまして、今回の個人番号カードにつきましては、利用していただけるかなというところで、ご説明をさせていただいたことと思っております。

また、付加のサービスといたしましては、現在、税の電子申告の活用にご利用いただくようになっておりまして、今後、付加サービスも活用の拡大が図れていくものだというふうに考えております。

一応これらのことから、マイナンバーカードにつきましては、利便性が高いというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁が終わりました。

中森一秀君。

**○7番（中森 一秀）** 当局サイドから見ると利便性は当然、当初からそういう

目的でこの制度が始まったということですので、それはいいと思うんですけども。ただ、今後この低いのをどれだけ制度を上げていくかということにつながるわけですが、先ほどの答弁以上にやっぱり住民に対して、単なる利便性じゃなくて、実際にこういうことにはこうですよというまだまだPRの部分が足りないのではないかなというふうに、今感じる部分もありますので、面倒でも、そういう部分をしっかりと住民にPRあるいはアピールしていただきたいなというふうに思います。それは広報でやってますよ、いろんな場合にやってますよ、というようなことだとは思いますが、少なくとも、いわゆる住民が利便性を感じるような対策が望まれるというふうに私は思います。

最後でございますが、来年7月から、マイナンバーにICチップを組み込み、電子証明を使つての住民サービスが開始されるということを知っております。カードの紛失盗難などで常時携帯に不安を持つ人が以前多く、また今後活用拡大されるだろう預貯金通帳との関連など、まだまだ住民の利便性以上の不信感は強く、普及性は依然低いと推察いたします。

当局はどのように説明し理解を得ようとするのか、わかりやすい説明を伺いたい。

これをもちまして質問を終わります。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民福祉課副参事、三木弘隆君。

**○町民福祉課副参事（三木 弘隆）** まずマイナンバーカードの税の申告ができるようになっておりますので、現在、「公的個人認証カード」というんですが、通称「電子証明」として、ICチップは活用されておまして、組み込まれております。それを前提にお話させていただきますと、ご心配の、盗難の件でございますが、ICチップにはカードの券面に印字されております事項の記録となっております、ご心配の税とか年金等の機微な事項は記載されないというふうになっております。

現在利用の税の申告の活用を例にとって説明させていただきますと、パソコン専用のカードリーダーというのが必要になりまして、カードリーダーと、マイナンバーカード、プラス役場に来ていただいて、交付させていただくときに暗証番号を入れさせていただいております。それが6桁以上12桁未満の暗証番号によりまして個人を認識し、その後、税の申告画面にパソコンから進んでいくような仕組みとなっております。

また、来年7月。議員ご指摘の7月なんですけど、利用予定の住民サービスとして、「マイナポータル」というのがございます。

これにつきましては、現在運転免許証にICチップが埋め込まれておりまして、運転免許証と4桁の暗証番号によりまして、運転免許センターの機械に入れていただきますと、個人の違反履歴とかそういうのがわかるようになっております。そのパソコン版だというふうに考えていただければ一番ご理解願えると思っております。

利用につきましては、具体的にはまだ聞いておらないんですが、マイナンバーカードと、カードを発行させていただくときに、先ほどの電子証明の暗証番号は別に4桁の暗証番号を入れさせていただいております。パソコンに、マイナンバーカードと4桁の暗証番号でアクセスしていただきますと、個人ナンバーの使用履歴が見えるようになるというふうに聞いておりまして、まだ詳細な件につきましては、国、J-LISのほうから通知が来ておりませんので、具体的にはわかりませんが、推測するに、免許証のICチップが組み込まれた活用とよく似た活用になるのではないかなというふうに考えております。

マイナンバーの活用につきましては、議員ご指摘のように、機会を見つけてPRはさせていただきたいというふうに思っておるんですが、カードの取得につきまして、あくまでも個人さんの任意というふうになっておりますので、町を挙げてマイナンバーカードの取得をお願いはいたしますが、あくまでも個人の判断というふうにさせていただきたいなというふうに考えております。

ただ、マイナンバーカードに限りませず、通知カードには個人を特定します

住民課で言います3情報が、マイナンバーカードには記載があります。また、暗証番号等により保護されてはおりますが、券面にマイナンバーの記載もありますので、盗難には十分に気を付けていただきたいなというふうに思っております。もしもなくされた、盗難にあったというときには、再発行させていただいておるんですが、警察の届出が必要になりますので、まず盗難紛失の場合は警察さんのほうに届けていただくように。その後、役場窓口に来ていただいて、再発行の手続きをお願いするように、ご指導いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村 茂） 当局の答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 通知カードからマイナンバーカードへの移行が進んでないというのは、先ほど申し上げましたように不安があって、その不安をやはり解消するのに、いわゆる高齢者の人っていうのはなかなかわかりにくいところも。若い人はいろんな今の新しい情報を提供ということでいろんな機会はあるかと思うんですけども、やはり、高齢者について、そういうところをかみ砕いた説明をしていくことによって、マイナンバーカードへの移行が進んでくんではないかなというふうに思います。あまり難しいことは、最初からそれ言いだすと拒否される可能性もあると思いますので、やっぱり何らかの機会にぜひ、例えばさわやか広場ですか、老人対象にしたところででもそういうふうな説明がされれば、徐々に浸透していくのではないかなというふうに今私は思うわけです。そういうこともされてるかもわかりません。それはそういうふうな方法も1つだということでございますので、マイナンバー制度がこれから先、事務の簡素化にいかにかプラスになっていくかというのは、そういうふうなPRをうまくやっていくかどうにかかってくるのではないかなというふうにも思うわけでございます。そういうふうなことで、大変だとは思いますが、1つ頑張ってくださいと思います。

質問終わります。

○議長（西村 茂） 答弁よろしいね。これで中森一秀君の質問を終わります。

以上で、中森一秀君の一般質問は終わります。

ここで、10時10分まで休憩といたします。

（ 9時59分 ）

（ 10時10分 ）

（3番 前川 勝 議員）

○議長（西村 茂） それでは休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

2番目の質問者、前川勝君の質問に入ります。

3番、前川勝君。

○3番（前川 勝） それでは私、1問1答で2問質問させていただきます。

1点目は、保育（入園）の実施（可能）基準についてということと、2点目に、町内ナイターの使用状況についてということで、質問させていただきます。それでわかりにくい部分がありましたので、言葉を少し付け足している部分もありますので、ご理解ご容赦願いたいと思います。それでは始めさせていただきます。

まず、保育（入園）の実施（可能）基準についてということで、多気町立保育園条例ですが、これは昭和22年に定められた国の「児童福祉法」の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定められたものであります。入園の可能基準として第3条におき、次の7点が決められています。1番といたしまして、保護者が居宅外就労。2番として、居宅内就労。3番、産前産後。4番、疾病・心身障害。5番、同居親族の介護。6番、災害の復旧。ここまでが国と同じで決まっておるわけですが、町は7番目といたしまして、「町長が認める1から6に類する状態にあること」を追加しております。

そこでまず①番目の質問といたしまして、昭和22年の国の規定により、町の条例化された入園基準であると、現在は、以前の大家族制度とは違い、最近

は核家族が増え、生活様式も変化しているので、入園基準が現在の保護者の願う事にかなわない事もあると考えますが、どのように考えられますか、お伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

**○町民福祉課長（山口 新一）** それではただいま前川議員のほうから入所基準ということでご質問いただきました。中身につきましては、議員ご指摘のようにですね、今現在生活様式や形態につきましては、子育ての状況も変わりつつあるものと私ども考えております。多気町でも元の法律は児童福祉法にあります保育を必要とする実施基準を設けております。その後ですね、新法、「子供子育て新法」という新しい法ができてですね、今までの「保育に欠ける」という事由、それを「保育の必要性」というの事由に解釈のほうが少し正しておるところがございまして、例えば、その就労形態につきましては、範囲の拡大とかあるいは虐待、それからDV等も考慮したようなものとなっております。これらに伴いまして、町のほうといたしましても、そういった仕事・就労以外の部分であります、病気とかや障害、介護、あるいは災害等もちろん入っておりますし、7番目にございましたように、何らかの原因によりまして、お子さんを養育あるいは保育が必要になった場合は、町としても保育を実施することによって対応をさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** 今課長もおっしゃっていただきました、新法。私もこの今保育所は厚生労働省の管轄で行われているというふう、当然今も行われているんですけども、今回新法という部分、今課長もおっしゃっていただいた部分では、内閣府がまとめているという。だから、文部科学省、厚生労働省の上に内閣府が絡んで物事をきめて、この新法、こういう新法ができあがったと。これ 27

年度の4月にできあがったものだと思います。その中で、少し紹介していただいたんですけども、この27年度からですね、この28年度はまた改定版、これ28年度のなんですけども。4月に改訂版が出て、当然課長ももう中身は見られてる、今の答弁の内容にもあったことなんですけども、おっしゃるように、「保育を必要とする」事由と。以前は「保育に欠ける」という「欠ける」という言葉があったわけですけども、今は「保育を必要とする」と。「必要とする」ということになりましたので、その中身におきまして、追加されたこと、今少し課長もおっしゃってもらったけども、例えば求職活動中であつたり、就学・職業訓練するとか、虐待やDV、これはおっしゃってもらったと思うんですけど、それから、育児休業取得中にさらに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること、というようなことも国としては追加してきております。ただ、今多気町の条例を紹介した中では、そのようなことは当然出ておられないわけですけども、その辺は多気町としては、内規といいますか、その辺の状況はいかがなっているでしょうか。お伺いたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

**○町民福祉課長（山口 新一）** 内規、実務上運営につきましては、育児休業中の保育につきましてはですね、現在第1子がお子さんが通ってみえるご家庭で、第2子が生まれて育児休業を取られるという場合につきましては、その届出をいただきまして、お子さんはすぐに退所に該当するわけではございませんでして、その年度の最終日まではお預かりをするという事で、お預かりをさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** この問題はずっと他の次のへも全部続いていきますので、今もおっしゃってもらった意味におきましては、確かにずっと続いておりますの

で、この国の今基準に沿って町は、この1番目の質問ですよ、いいのかと。内規で今決められたと言ってるんですけども、それできちっとカバー、この条例の中で、内規だけで。カバーできていけるのかどうかを、再度、ちょっともう一度、質問させていただきます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

○町民福祉課長（山口 新一） 基準と申しますか、それにつきましては、今6項目掲げておりますけども、7項目目に特に準じて必要な場合はというところですね、ある程度、解釈を広げた考え方を持っておりますので、今回国が示してまいりましたところにつきましても、対応でき得るものではないかなというところで運用は今のところさせていただいております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） それでは②番目の質問に入ります。

今話をさせていただいてきたわけですけども、その中、この入園基準から漏れる家庭で、3歳までの第1子が保育園に通園している期間に、今少し課長もおっしゃいましたけど、第2子が生まれ保護者が育児で家にいる家庭の場合、第1子は保育園に行けなくなってしまう事が起こってしまいます。

これは今、少し、ちょっと途中ですけども、課長言ってもらったように、3月いっぱいには継続して行けるという状況で今は扱ってるということではあるわけです。ただ、その4月からの問題なんです。4月からの問題です。行けなくなってしまうことが起こるといのは4月から行けなくなってしまうということでございます。

保護者、子供にとり一大事であるわけです。29年度の入園募集の中で、第1子・2子の関係で入園基準に合わず入園ができない園児数及び、特例的に7項目を摘要した入園可能な予定の園児数は、どのようになっていますか。お伺います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

○町民福祉課長（山口 新一） ただいまの育児休暇により入所の基準から外れる、という保育が必要な要件から外れる場合のですね、対象の方ということでございますが、29年度、来年度の入所予定数の中では、今現在対象者は4名と確認をさせていただいております。またその内ですね、この6項目に該当することによりまして、例えば今回は就労と入院等の疾病と聞いておりますが、そういう理由によりまして、引き続き入園可能なお子さんにつきましては2名ということで、確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 人数がそういうことで、4人と2人ということで、2人については、就労なり入院なりっていうことで、4月からも29年度からも行けると。そこで29年度、その7項目の条例の中の基準に外れる4人ですね、29年度4人なんですけども、その4人の子供ついて、ということで、③番目の質問に入ります。

この子供の、この4人ですね、この子供の立場から、第1子の子供は生活の一部であった通園ができなくなってしまう事ですが、この事を、保育の専門家に話を伺ったところ「小さい子供にとり、この生活の変化は大変悪い」との話でありました。本来の大事である、子供の人間形成の立場に立っていないとおっしゃいました。私もそう考えます。このことをどのように考えられますか。お伺いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

○町民福祉課長（山口 新一） ただいまの、生活での変化は一時的にはあるとは考えております。育児休業前に保育所を利用していたお子さんにつきましては

は、その後小学校入学を控えるなど、子供の発達上環境の変化にももちろん留意することが必要だと考えておりますので、そういったことも考慮いたしまして、今現在3歳以上につきましては、引き続きご利用をしていただいておりますところでございます。

ただですね、先ほど、人間形成の関係でお話をいただきましたので、少しさせていただきますと、逆に3歳までのお子さんにつきましては、よく言われております3歳児神話というような事もございまして、3つになるまでは親が愛情、愛着を持って育てるのが一番ええんやないかというようなことも言われておりまして、これにつきましても、国のほうでも、いろいろ討議もあったようでございますけども、賛否両論あるというところが今の考え方やないかと考えております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** 3歳までは、子どもは家で見た方がいいのではないかと、今の課長の答弁ですね、それから3歳以上はそのまま継続して行ける。この差っていうのは今のお話の中だと思うんですけども、現実的に、3歳まででも以前とはやっぱり保育の事情が変わってきている。それから次の問題のときにまた言うんですけども、親御さんの状況、核家族化になっている家庭の状況等も考え合わせたときに、今の課長のおっしゃることは、私は当てはまりにくいのではないかなというふうに思います。これまでは、お父さん、おじいさん、おばあさんとか家族の中で孫がいて、そういう見てこられたのが、核家族の中では、下の赤ちゃんが産前産後はいいんですけども、それから少し後になって、4月から行けないとなると、2人を見ていくそのボリュームというのは、ここは子供の立場なので、子どもにとっても非常にですね、もう2歳くらいになると親の顔がわかるというか、1歳超えて少ししてくると親の顔がわかる。赤ちゃんに手こずってるのに、その上の子は、お母さんの顔を見て、いろいろ育っていくわけですけども、そういう中で非常に以前じゃない難しい問題というか、核

家族化のために、問題も起こり得る子供が寂しい思い、保育所に行っていれば楽しくみんなと遊んでいられる、遊んでるっていうか、保育を受けられているものが、そこでパタッとなくなることによって、そういうことができなくなるということが、子供にとって影響が出て良くないと、悪いことだというふうな話です。それは親と1対1でいる分には僕は大丈夫だと思うんです。だけど、下の子供ができて、2人目の子供はやっぱりそれは1対1で3歳まで親と一緒にいる、これは私は本当にいいことだと思うんですけども、親は1人で2人の子供を見ていくっていうのは大変な第1子にとっては家にずっといることは大変子供の立場からすると楽しいんでしょうけども、大変なことが起こり得るんじゃないかというふうに考えます。

次の問題に入ります。続きまして、④番目といたしまして、次はちょっと保護者の立場から。少しちょっと保護者の立場からもお話してるんですけども。

保護者の立場からの問題といたしまして、今も少しお話いたしました。核家族との要因により保護者は第2子の保育で精一杯であるにもかかわらず、第1子が保育所に行けなくなったため、保育もしなければならない家庭状況となり、保護者の負担ははかり知れないもの（これも専門家に確認いたしました。以前とは違って、保育は大変なんだということを確認させていただいております。）があると考えられる。保護者の精神的・肉体的負担の軽減を考えていくことは、少子化対策の一環になり、子育て支援にもなるのではないのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

**○町民福祉課長（山口 新一）** 保護者の負担ということでございまして、今のところ、今私どもがやらせていただいとる対応につきましては、負担軽減という部分につきましてははですね、再三言うようですが、入所基準の中にもありますように、今回お子さんとか保護者のみなさんがそういった負担に思われて、何かしら支障が出ると。肉体的、あるいは精神にふたんが出るというような場

合につきましては、その特例ということも考えましてですね、保育を実施させていただいておるとというのが、今の現状でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 今のおっしゃった「負担に思われる」という方が出た場合は対応するということですが、やはり個人差があって、それを出すが出さんかもやはりあるので、その判断基準としては、非常に難しいのではないかと。親御さんが無理からでもそのままやっているのは、判断基準には乗ってこないと思うんです。だからそれはやはり判断基準としてやっていくには、やはり、不都合があるのではないかと。それはそういうところをみんなが一緒のように乗っていけばいいけど、親御さん、保護者の人が遠慮というか、そういう決まりがあるからやらなきゃいかんのだなって思って、無理をしていることが、別に何も言わなければそれは無理してやっていくと思うんです。それはそうであってはならんというふうに私は思うわけです。それはちょっと課長との見解の違いかなというふうに思うんですけれども、それを判断する基準、今のおっしゃった基準は診断書を出すとかなんかになるんだろうと思うんですけれども、その辺のメンタルの部分についての課長の対応について、少し話していただければ、というふうに考えます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

○町民福祉課長（山口 新一） 今のところですね、実際に対応させていただいておりますのは、やはりそういった医師の診断書であるとですね、介護であれば介護してみえる状況をわかりやすく証明していただいたような書類を出していただいとるんですが、ただ、そのグレーな部分がございます、やはり、非常に精神的にまいっとるんやとか、いう部分についてはですね、その都度相談は園長なりあるいは担当にさせていただくようにしておりますので、そこを漏らさんようには課員にも話をさせていただいておりますので。その部分、非

常に明確な基準というのは非常に書類で出していただいているのが実情ですが、それ以上、今国が進めています、そういった解釈につきましても、考慮していく部分も必要なかなと、いう部分は今後考えていきたいと思っております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 今課長から考慮していくのもということでお話いただいたので、全くそのような考慮が必要なのかなというふうに、ただ、文書的な部分で基準としてきちっともってつくっておかないと担当が変わったりしてその辺の感覚的な部分で変わることは非常に困る事なので、その辺は、ぜひというふうに考えます。この今世の中で、いろいろにぎわわせるといふか、「保育園落ちた日本死ね」とこの待機児童の問題が最近あったわけですが、まさに僕は待機児童の問題じゃなくて、多気町の場合は、3保育園は半分くらいの収容っていふか、人数的にもハード的には十分入れる状態にあるにもかかわらず、行くことができない。基準に合わないから行くことができない。これは保護者にとったら、「保育園落ちた」といふことと一緒にことだと。行けないんだから。保育所へ行けないんだから、待機児童と、僕は保護者にとったら一緒にことだと思ふんです。行けないんだから。行くことができない。子供が泣いて何しても、今まで行っとった保育所行きたいって朝ぐずっても、行くことができない。これは子供にそういう決まりがあるから保育所へ行けないのよって、泣いてしとつても教えるといふか、大人の都合、決まりでそういう形が決まっているから、そういうふうに話をしなきゃいかんと。これはまさに僕は子供にとって不幸なことだというふうに思います。

そこで次の問題へいきます。この項の最後になります。

子供たちの健やかな成長こそ多気町の宝だと考えます。それに、保護者の負担の軽減は、若いご夫婦が住みたい、住んでいて良かった思える多気町になるよう、保護者が入園を望まれるなら受け入れられる基準の構築をつくり上げる

必要があると考えます。

一例ではありますが、松阪市では育児休暇中は仕事についているとみなし、続けて保育園に行けるようです。これは4月から、新しい新年度の場合ですね、行けるようになってると。これは松阪も津もですね。行けるようになっているということがあります。今後につき、あらゆる方策を考え対応が急がれると考えますが、今後についてのお考えをお伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町民福祉課長、山口新一君。

**○町民福祉課長（山口 新一）** 町といたしましても、多気町に住みたい、住んでいて良かったということにつきましては、非常に定住促進も含めまして、重要なことと考えております。そのためにも、今やっております、いろんな保育の事業、これにつきましては、他市町にもないような、いろんな特色ある保育等のサービスも提供させていただいております。そういった事業も進めながら、何もかも全てを実施するというのは一度には無理なところもございますので、まずはですね、保育が必要な家庭、これはそういった就労等が第一優先っていいのか、生活様式も変わっておりますので、そういったニーズを十分に考慮して、優先順位を付けた中で、そういったことができないかなという今後の対応を考えていきたいと考えております。

1つには、松阪市さんとか津市さんとか言うお話もあったんですが、そこも非常に待機児童が多くなってきておりましてですね、逆に言いますと、一旦退園してしまうと、再入園ができないというような問題もございまして、いろいろ考えられたんやと思うんですけども、多気町は先ほども言っていたんですが、そういった形で、一旦退園していただいても、再度入園ということが、今のところスムーズにいくのかなというところもございまして、現在の対応をさせていただいたんですけども、国が進めております施策等も加味しながらですね、今後どういった保育がニーズに対応することも大事ですし、そういった部分で効果的な保育ができんかなということも含めまして、今後保育のほ

うの事業を進めていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 最初言いました、その4人の方が、29年度に対して、そういう行けない状態で、現時点ではあるということだったんですけども、まだそういう条例の中で、決まってるから、潜在的にはまだたくさん2人子供をみて、苦勞してみえる方も、潜在的にですよ、別に入園させるとかさせないとかじゃなくても、潜在的にもまだ苦勞している方もみえるかと思うんです。それと今、課長おっしゃいました優先順位。それはある程度優先順位をつけるということは、ハードがそろってないから優先順位をつけるんであって、多気町の場合はまだ入れる余裕はたくさんあるのに、優先順位はつけなくても何らかの形で救い上げていただくようなことにするのが、多気町の子育て支援という部分で非常に大事ではないかなというふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 前川議員おっしゃられたの全くそのとおりでありまして、もう一度、うちのほう中身をもう一遍再度見まして、担当にも私のほうから言ってますのは、うちで受けられるのは全て受けよと言ってはおるんですけども、ただ、負担の問題やそんなも含めて、差異も出てくるところもあるかと思えますので、今おっしゃられたように、今多気町はスペース的には他の部分ありますので、これはそんなことのないように、ただそんなに多くは。潜在的にもっとあるんかと言われたんですが、それはあんまりないと思うんです。だいたい課長も言うてましたように、受けられる部分は受けれるようにさせてもらっておると思います。ただ、若干その部分整理できてない部分はあったと思いますので。多気町で待機児童があるっていうようなことはこれはあってはならんと思いますので。やっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 町長から、私は少なくとも、思いっきり前向きなええお話をいただけたと理解いたしまして、次の問題に入らせていただきます。課長よろしく願いいたします。

続きまして2つ目の質問なんですけども、町内ナイター使用状況についてということで、伺います。

町内各小中学校及び勢和台スポーツセンター、スポーツ公園（町グラウンド）のナイターの使用状況が、以前に比べると大変少なくなっているようであります。設備等がそのままの形態で使われており、改善の必要性があると考え質問いたします。

①番目といたしまして、まず、使用状況はどのように推移してきているか、お伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○教育課長（稲葉 基文） それでは、お答えいたします。

多気スポーツ公園は、野球場・テニスコート・フットサル場がありまして、5年前の平成23年の利用者数は21,042人で、5年後の平成27年の利用者は、23,495人と2,453人増加しております。

勢和台スポーツセンターは、野球場とテニスコートがありまして、同じく平成23年は6,323人、平成27年は5,491人と、832人の減となっております。

各学校は、校庭開放という形をとっておりますが、頻繁に使用されておりますのは、相可小と勢和中で、ここは主にスポーツ協会加盟団体による使用で、利用者数に大きな変化はございません。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** 利用者数、多気のグラウンドでは、スポーツ公園では、増えている状況があると。それから勢和台スポーツセンターは843人減、5年前とは減ったという状況が今お話ししていただいたとおりでございます。

そんな中で②番目の質問に入ります。

次にナイター設備（照明）の電気使用量（電気代）の件であります。町内各施設はデマンド方式の採用となっておりますが、使用状況と電気代（基本料含み）の関係に課題があるわけですが、どのように考えられますか。お伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** ナイター設備につきましては高圧受電となるため、料金体系はデマンド方式となります。

この電気料金は、基本料金と電力量料金とから計算されますが、基本料金に占める、契約電力というのは、30分間の平均使用電力が基準となり、その最大値が契約電力となります。したがって、一時期に多くの電力を消費するとそれが年間を通しての契約電力となり、基本料金を押し上げることとなり、使わないシーズンがありましても電気料金が高止まりすることになっていると考えております。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** おっしゃってもらったように、デマンド方式。高圧で一番ピーク時30分間の平均が年間を通してずっと続いていくということで、この辺が大変な状況を今生んでいるのかなというふうに考えます。

このことを踏まえた上で、続きまして③番目の質問に入ります。

今後につきまして、施設の利用度によりどのように進めるか考え直す必要が

あると考えますので、提案といたしまして、利用者に使用場所を集約し使用していただき、ナイター設備の休眠（場合により設備の中止）、ナイターで行っていた使用を、土日の昼間の使用に変更してもらい節約に結びつける。設備の自家発電化の検討など考えられるが、対応はいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○教育課長（稲葉 基文） 教育委員会としましては、町民の健康増進の観点から社会体育を推進しており、その一環としてナイター利用を進めてきました。現在も多くの方の参加を得てソフトボール・テニス・サッカー等が行われており、休日利用とは違ったニーズも夜間にはあると思っております。

しかしながら、先ほど申しましたようにナイターの使用頻度が減少しても、短期間の利用が年間の電気料を押し上げているのは事実でございます。

このことは、指定管理者の多気スポーツ協会も認識していただいております。本年度は、例えば勢和台スポーツセンターのソフトボールナイターリーグ戦の使用に関しましては、両面ですしていたものを片面使用にし、照明の数も利用者の意見を聞きながら大幅に削減する等の工夫をしていただいております。報告によりますと、本年はこれによりまして、20万円ほど年間の電気料金を削減できているというふうに聞いております。

今後も使用に関しましては、工夫を重ねてまいりたいと思っております。また社会体育施設の老朽化、特に勢和台の老朽化は顕著になってきておりまして、改修に向けた検討をしていく時期にきております。その際は、町全体としての利用のあり方も視野に入れ、検討すべきと考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） そこで勢和台の使用が減っているということで、私もちよっと資料をいただいていたんですけども、25年26年27年ということで、電気

使用量のこういうのをいただいてまいりました。

そんな中で、ご紹介させていただくとですね、27年昨年なんですけども、昨年の1月は電気料として、徴収したのが200円なんです。200円の徴収。それで電気料を払ったのが16万8729円。この辺が去年9月からですね、1,000円2,000円1,500円800円200円600円と。1,000円2,000円の電気料の支払いしか受けていない。けども中部電力さんに支払ってるのは、20万18万18万16万16万という金額が払われていると。使ったのはその夏場とか春は使っただんと。そこでデマンドなんで決まってしまって、あともう使わないのにその基本ずっと払わなきゃいかん。1キロワット1,600円ですね。この基本料掛ける105キロだったかな、使ったあれで払っていく。

こういう状況がありますので、これはぜひですね、今後そのやはり使い方はやはり検討していかないと。この使っていていただいている方が、たまたま勢和台のことだったんですけども、その方たちが少し足伸ばしてもらって、多気のこのスポーツ公園まで足を運んでいただいて、利用していただくと、いうようなことも、少しお話させていただきましたけども。そういうこともやはり考えていく。今の課長もおっしゃってもらった設備についても、考えていかなきゃいかんだろうということで、中部電力さんにもちょっとなんかいい方法はないもんですかということでお伺いいたしました。当然教育委員会のほうでもやっていただいとると思うんですけど、まさに、難しい問題だと。あちら中電さん商売なので、当然電気使っていて、使わないと商売にならんもんで、それはそれで、なんですけども。そんな中でやはり、使い方を変えるしか、すごい金額の電気料を何とかする、早い話、もう高圧はやっぱりもうやめてしまう。それで低圧だけの通常家庭用の電気のような形にしてしまう。ないしは、あそこへ自家発電設備を入れて、要るときだけ燃料代は要りますけど、自家発電。自家発電機を購入する費用も、たくさんいるわけですけども、その辺のやはり検討を、これはもうはように私もスポーツ協会のほうから以前も町長も交えてその話も差し上げたことあるというふうに会長からも伺っております。そうい

うことで、どうなんでしょう。課長その辺の時期、タイミングで何らかの検討というようなことはされなかったんでしょうか。お伺いします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 今、勢和台はかなり老朽化しておりますので、その改修の段階ではそういうことは考えなければいけないと今考えております。スポーツ協会から提案があった自家発電につきましては、設備投資もかなりかかる。それから騒音の問題も考えなければならぬ。また効率的にもどうなのか、ということも検討していかなければならないと思っております。ただ、おっしゃったように、1カ所に集中するという話もございましたけど、教育委員会としては、社会体育の火を消すことなく今まで続けてきたものをある程度は守っていきたいと思っております。ただ、それもスポーツ協会が利用者の方と相談しながら今後やっていきたいと思っております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** おっしゃいますように、利用者の方とも相談されまして、ぜひですね、こういうことでたくさんの方がかかっているというふうなことはお金だけの問題じゃない、教育部分も言われたけども、やはり少なくとも、使用料200円で16万とか18万っていうのは非常に寂しい。ある意味使われていないわけだから、その辺はよく考えていただいて調整等も必要かと思うんですけども、ぜひ検討していただいて、いい方向にもっていただければなというふうに考えます。

続きまして④番目に入ります。

ちょっと話が変わるんですけども、あと後ほど質問される議員の方もいらっしゃるんですけども、少し行財政改革の観点より、今回ナイター設備の改善を質問したわけですが、行財政改革等審議会より出された空き施設の解消であるとか、不要な町有地の処分などたくさんの方の答申がありました。29年度に向け

た行財政改革を、答申の位置付けも含め、どのように実現に向けた実行をするかお考えを伺いたいと思います。お願いします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

総務税務課副参事、森川直昭君。

**○総務税務課副参事（森川 直昭）** 行財政改革等審議会につきましては、ご存知のように昨年の9月に第1回を開催してから、本年の9月まで合計17回開催をし、10月に答申書が提出をされました。

今回の審議会につきましては、公募委員も含め15人で構成され、現在実施している町の事業全般について、その事業の受け手である町民の立場から、感じることや疑問に思うことなどを率直に議論していただき、一定の意見集約を行った上で、答申書をまとめていただきました。

この答申書は、町長からの諮問を受けて出されたものであり、その内容を最大限尊重することが、非常に重要なことと思います。しかしながら、それに加え、事業を実施してきた経緯や、その他の幅広い意見も考慮に入れながら、町当局として総合的な判断を行っていかねばなりません。

したがって、答申書の内容どおり、平成29年度から実施できるものもあれば、さらに継続して検討していく必要があるものもございます。

以上のような状況を踏まえて、平成29年度以降3カ年の「多気町ええまちづくりプラン」を作成し、これにつきましては別途、ご報告をさせていただく予定でございます。

また、平成29年度当初予算編成作業も今月より始めておりまして、次回の定例会に提出させていただく当初予算案の中で、答申書についてどのように対応していくかを具体化していくこととしております。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

前川勝君。

**○3番（前川 勝）** 私ちょっと今回の2番目の項は行財政改革ちょっと異質な

質問に入っておりますので、この後この問題は、質問されている方もいらっしゃると思いますので、私はこれで十分自分なりにはわかったということで、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（西村 茂） はい、質問を終わります。

以上で、前川勝君の一般質問を終わります。

---

#### （4番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（西村 茂） 3番目の質問者、木戸口勉幸君の質問に入ります。

4番、木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 4番木戸口です。私は2点の質問を通告をいたしております。1つは「地方創生の取組みについて」。それから2つ目が「行財政改革をどのように進めていくのかについて」通告を出させていただいております。

それでは質問に入ります。質問は1問1答方式で行います。質問に沿って簡潔な答弁をお願いをいたします。

地方創生総合戦略は、地方の自主性を第一として地方を生き生きさせるため、国は財政支援を行い、平成26年度補正で基礎交付金として先行型交付金を創設をいたしました。続きまして平成27年度補正で地方創生加速化交付金、さらに地方創生をさらに深めていく、深化させるために28年度に地方創生推進交付金を予算化をしたところであります。

地方創生をより安定的に進めていくために本町が特に重点的に取り組むものの緊急性の高いものとして、空き家移住支援事業、新しい農業者育成研修制度事業、伊勢いも振興プロジェクト事業、完全米飯学校給食事業、自転車振興事業、縁結び事業、ふるさと応援寄付金事業の7事業が動いておるところであります。地方創生は出ましてから2年が過ぎたわけではありますが、中間的にどの

ような状況で進んでいるのかと、それから、いわゆる進捗状況を踏まえた現状実績等々についてお伺いをいたしたいというふうに思うわけであります。

通告をいたしておりますのは、①で6月の全員協議会でですね、7事業の基礎交付金であります先行型交付金事業の効果検証の説明がありました。この説明は資料として手元にあるわけですが、その後の経過と現状実績についてお伺いをいたしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** それでは、木戸口議員からご質問がございました1点目につきまして、答弁したいと思います。

多気町の地方創生事業の第1段といたしまして26年度補正予算、これは27年度実施となっておりますけど、これにつきまして、先行型交付金を活用いたしました、先ほどおっしゃられました7つの事業を先駆的な取り組みとして、取り組んだところとでございます。

この先行型交付金、これにつきましては、26年度補正予算の1回限りでございまして、またこの交付金は性格上、「町が継続的に取り組むべき重点事業」であり、2年目以降交付金対象とならなくても原則5年間の継続を義務付けられていると、そういった趣旨でございまして、また昨年度に策定いたしました「まち・ひと・しごと創生多気町総合戦略」。これにも位置付けしてあるものとそういうふうに義務付けられておりまして、引き続き28年度も、この7事業は町単独事業としてそれぞれ実施しておるところでございます。

よって、2年目となりましたこの事業も、この総合戦略のKPIっていいます総合指標、目標値を念頭に進めておりまして、当然また来年度以降、29年度以降も同様の取り組みが必要となります。

28年度につきましては、まだ年度途中ということで、状況経過報告という形になりますので、ご容赦願いたいと思います。

1つ目の空き家移住支援対策事業につきましては、目標値一応5組としてお

りますけど、現時点で2組。ただし今現在3組交渉中ということで、進んでおるところでございます。問題点としましては、空き家の物件が非常にもう少なくなってきたということ、なかなかセッティングしても肝心の空き家がないという課題も見つかってきております。

次に、新しい農業者育成研修制度事業につきましては、目標値も2人なんですけど、今年度も一応2人の方が研修中という状況でございます。

伊勢いも振興プロジェクト事業につきましては、プロジェクトへの参加者は一応11名参加していただいております。目標としまして、2人おいておるんですけども、3人か4人ぐらいとか、目標を確保していきたいというふうに進めております。

次、完全米飯学校給食事業につきましても、これは年間目標のコメの消費量8トン。これはもう順調に28年度も進めておるところでございます。

自転車振興事業。これはご承知のとおり、10月23日に国際大会が実施されました。約1,000名ほどの参加者があったと。これにつきましてはバイクの大会、あとウォーキング大会含めての全ての人数というふうにお伺いしております、ほぼ目標値どおりというふうになっております。

縁結び事業につきましては、今年2回ほど合コン等も開催いたしまして、両方で7組ほどカップルは誕生したと。まだゴールインまで行ってませんが、カップルは誕生したというふうにお伺いしております、このような状況でございます。

最後に、ふるさと応援寄付金事業でございます。申し込み実績としまして、11月末では約2,700万円ということで、やはり昨年度に比べては残念ながら少し難はしておりますけど、そのような状況で推移しておるところでございます。

というわけで、まだ年度途中でございます、引き続いて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） それでは続きまして1番の項のさらに質問を続けたいというふうに思います。

7事業縷々説明をうけたわけですが、これは平素から全協の場とかいろいろお聞きをいたしておるところでありまして、5年間の中でこれが達成できるものというふうに感じておりますし、特色のあることも取り組んでおるといふことも非常に承知をいたしておるところでございます。

まずこの地方創生事業のですね、もとは私も非常に前回、去年の9月ごろですか、質問をしまして非常に興味を持っておるわけですが、国から相当なお金が出る中で、いわゆる町としてのですね、いわゆる考え方がしっかりする中で、いわゆる独自の進め方をするっていうのがより地方創生の一番の特色だというふうに思うわけでありまして、まずお聞きしたいのはですね、7事業はこれはずっと続くものということでありまして、私は非常に農政については、常々関心と考え方もいろいろ持っておりますんですが、また後で聞くとしまして。まず冒頭にですね、この前回の6月8日のいわゆる報告に基づきまして、これを見た結果によりまして、質問いたしておりますが。7事業の冒頭にあります、多気町総合戦略策定事業の予算額1,000万という額が上がっておりまして、これのいわゆる決算額は、ほぼ100%に近い963万1000円という額が決算としてあがっております。私なりに解釈をいたしますと、これは人口減少がこうなります、という基礎調査のもとにですね、多気町のあるべき姿を調査コンサルへ出されたものやなということで、調査検討を実施するということが書かれておりますので。こういう解釈をいたしておるところでございます。

地方創生事業は人が減りますので、これは40年50年後にはこうなりますと。町が証明する町もあるわけですが、それに活力を与えるというのが一つの大きな目的であります。で、人口ビジョンの想定をされる中で、いろいろページ数もかなりあるわけですが、こういったことの人口ビジョンは多気町はこうなりますよ、というのが2060年の目標値があがっております。

人口縷々ずっと見ても、これはもう非常に細かい資料で非常にわかりにくいわけですが、結果的に何人っていうのが一番一目瞭然であります。そういった意味の中でですね、端的に言えば、今1万5000少しの人口で、年々100名当たりは減少いたしておりますが、45年後には、3,500人減って、1万1500人ということが書かれております。これは推計でありますので、こういうふうな近く、こういった数字になるだろうということでもあります。

そこで質問であります、いろんなデータをもとにこういったことの推計がなされたわけでありまして、その1万1500人の人口推計をもとに素案をつくられて、「まち・ひと・しごと創生多気町総合戦略」のいわゆる資料がございますが、このための要するにこの調査費用検討なのかどうかっていうのを、お聞きをしてですな、それから、また次の質問に入りたいと思うんですが。

端的にこのいわゆる策定事業の費用というのは、この調査費、委託費ということで、解釈をしてよろしいか、お伺いをいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** ただいまの質問でございますけれども、この多気町総合戦略策定事業につきましては、ほぼ100%委託費でございます。オリエンタルコンサルタンツというところへ委託いたしまして、ほぼ100%となっております。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** 思惑どおりの答弁でありますので、さらにお聞きをするわけですが、費用そのものの財源っていうのはオール国費で「まあええやねか」という解釈が大いに働くと思うんですよ。ただその町単に乗ったのを延長させて7事業を振り返ってするっていう、これも財政的には助かりますんで、非常にええことだなと思うわけでありまして、スタートを切った段階では、こ

れが非常に妥当だなというように思うわけです。

5年間というスパンの中です、これはやっぱり農業っていうのはどうしてかって言うのは1つの大きな課題でありまして、その中でいろんなアイデアを出しながら、いわゆる地方創生はこうしくんだという多気町の独自色がないと、これはだめだと思うですよ。それが調査だけに終わってですね、いわゆるその生産者とか、いわゆる販売である農協とか、いろんなそういう団体は旧来からあるわけですが、そういったところの話し合いをしてですね、特に、多気町はブランド力に力を入れてこうしてくんだということが一向に見えない、というのが非常に残念であります。

こんだけのお金をかけるのであればですな、ただ単なる素案をつかってそれをまとめた人口推計だけにこういった多額の費用を使うっていうのは非常にどうかなと。もし町単やったら、僕はやめとると思うですよ。ただこの国費が充当されて、時期的なその補正の時期もあったわけですが、これが非常に私は満足いたらん1つであるわけなんです。

はじめの地方創生の大きなものを見たときに、もっとこうある姿を求めてどんどんこう多気町は良くなる方向に行くというその一端が見えるのかなというふうに思ってたんですけども。まあそれはそれで乗った事業はプラスそして考えんならんわけですが。

いざ農業になりますと、非常に難しいわけです。伊勢いもとか柿等も、どうしていくんやっていうことは、なかなか誰がやってもそう簡単に先が見えんわけですが。

そういったことで、長々言いますと、どんだけでもしゃべることができるわけですけど、これはこれでですね。

単にこう補正の時期等もあって、予算消化等のこともあるわけです。ですけど誰が見てもこのコンサルへこの資料を見て、こんだけの答えを出したのは大きな金っていうのは、どうも私も納得がいきませんが、これはまあ決算は決算としてやむを得んと思うんですけど、今後へ結びつけていきたいというふう

に思うんですが、そのときですね、やっぱりこうしてくんだという考え方、いわゆる地方創生ですね。これを私も1年前にはいろいろと、いわゆる産学官ではないですけど、生産者とかいわゆる販売団体とか、それから県とか入れて、いろんな方向性を出すべきやということを質問もしたんですけども、それはそのままになっておるといふこともあろうかと思ひます。

いろいろとこう重複して考えますと、予算は企画、そやけど、企画は農林業政に例えていきますと、なかなか農林に手をさせないといふところもありまして、企画と農林がうまくセットアップして動いてないなといふのが大いにあります。そこら辺のことを含めてですね、この①番と②番と重なってまいりますが、②番は②番でまた聞くことありますんで、若干答弁をいただいでですね、お願いしたいと思ひます。時間の都合もありますんで。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** はい、ちょっと手元にですね、総合戦略ビジョン持っておりませんので、記憶でお話させていただきたいと思ひます。

最終的に町の考え方としまして、基本目標といふのを4つ設けました。そして、それはまたお話をさせていただいたと思ひます、当時。その中では例えば子育て支援の関係や教育面の1つ、そして観光面、あとにぎわいといふ形で、例えばアクアイグニス等々のああいった商工業関係、あとは産業と。産業の中ではですね、例えば6次産業化のこともうたっております。

そういうわけで、こういったことを、まず当時、委託かけまして、たたき台になるものを1つ作りまして、それにもとづいて2番目に出てきます、加速化交付金事業なんかへつなげていこうとして、今現在進めておると。またこの後は、推進交付金の話もございまして、これにもとづいて全て土台をつくって進めているといふことございまして、そのようにご理解願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁がおわりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 質問も数多くあるわけで、これはこれで終わりたいというふうに思います。

よく似た質問が次に控えておりますので、②つ目へ入りたいと思いますが。

全体で、地方創生事業といいますのは、3つのいわゆる補助金っていうんか交付金から成り立っておるということは、私もよく承知をいたしておりまして、全てですね、これはもう我々の市町村っていうのは、国が制度化をして補助金を出して、ずっと経緯を見ておりますと、3月にですね、いきなりもう補正で国会が通ったということで、そうするとすぐに繰り越しになるわけですよ。そうすると繰り越しは予算審議がどうもぼやけてしまうというのが大いにあってですな、もうやはり担当課へお任せということになるわけですが、その辺でちょっと、我々の立場としても勉強不足になるなというところも大いにあります。これはやむを得んところやなと思いますが、そういったことを前段にですな、お伺いをしたいと思いますが。

次は加速化交付金であります。加速化交付金は文字どおり、まち、ひと、しごとを加速化させるための補助となっておる。ご承知のとおりだと思うんですが、27年3月補正。これも補正予算であったわけですが、補正では、3232万7000円という大きな金額が、全額繰越明許でですね、先般も決算審査があったわけですが、全て執行額は0円で、これは繰り越しとの関係でそうなったわけです。28年度も残り数カ月ということではありますが、当然繰り越しでありますんで、4月1日から即かかれるということもありまして、その経過と現状実績はいかがか、という質問をさせてもらっておりますが、③番のですな、質問も合わせて、特に関連がございますので、質問したいというように思います。

この3232万7000円の予算のうちですね、またよく似た質問ですが、行政は特に全て委託費と。委託になりますと、なかなか聞くことが手が出せないというものが大いにありましてですな、事業費と違いますんで。そんな中で、この

委託費というのが、またさらに大きなお金があがっておりますが、この中身というものは、私は承知をいたしておりませんので、どういった人の物かをまずお聞きをしたいなと思います。

先ほども若干触れましたんですが、相関連をいたしまして、お聞きをいたしますと、農業振興から見たときにですね、特産物・農産物全般でそうですが、有機農業はじめとした、いわゆる地域にブランド力っていうのが非常に旧来から大事でありまして、ブランド化を図るということが、いわゆる多気町の農業にいわゆる活力を与えるっていうのが、非常にいいわけでありまして、これが大事なことであります。

そんな中でですね、農家の収益力のアップ、これは業やっている以上は収益を上げんとどうにもなりませんので、収益力アップのためのですね、コスト計算をやり、農業をやっていく上でモデルとなるものなのか。いわゆる委託費の中身がですね。それで、ここにちょっときついことかいてありますが、委託をしてしまいますと、もう何も話し合いも何もなしと。コンサル一辺倒になって、いわゆる1つの冊子になって終わりということで、見ずに積んどくだけになるわけですが、そういうコンサル一辺倒で終わることではなしにですね、これはもう農業っていうのは農家と話し合いの場っていうのは一番大事でありますんで。こういう話し合いの場を持ってですな、それでいわゆるこの地方創生の農業部門を発展をさせるとはきわめて大事であります。そういうことも含めまして、農家との話し合いを進めたのか。それから、これは農林とのかかわりになるわけですが、農家は何を求めたんかっていうことをつかんだのか、それから、それにおいて、どう結果が出たのかっていうことも含めてですね、現状実績を、いわゆる簡潔にお伺いをいたしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** まずは初めにこの加速化交付金の流れにつきまして、窓口の企画調整課より答弁したいと思います。

この交付金は、地方創生事業の第2弾としまして、国の27年度補正予算にと盛り込まれまして、本年の2月5日に実施計画書を国へ提出しました。そして承認を受けた後の3月22日に国へ交付申請しまして、交付決定は3月29日となって、本当に年度末でございました。そのために、27年度補正予算額を全額繰越明許せざるを得なかったというところがございます。28年度につきましては、現在それぞれ担当課担当部署においてその事業に取り組んでいるところがございます。この後実の担当課長で答弁申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 環境商工課長、谷村朗君。

○環境商工課長（谷村 朗） ただいま企画課長からお話がありましたように、この事業につきましては、3つの課が連携してやっております。窓口につきましては企画調整課、商工観光につきましては環境商工課、農業につきましては農林課が連携をして行っております。そのうち、商工観光の部分について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

「食のまち多気創生事業」は、「農業生産者へのアプローチ」と「消費者へのアプローチ」の2つの分野によって構成されております。「農業生産者へのアプローチ」につきまして、この後、農林課長が答弁をいたしますので、ここでは「消費者へのアプローチ」に関してご説明させていただきたいと思います。

まず素材といたしましては、本町の代表的な特産品であります伊勢いもと前川次郎柿を選定いたしております。これらにつきまして、3つの角度から調査、検討、実証試験等を進めております。

1つ目の視点は、「高付加価値化」ということで、「味覚分析」「栄養成分分析」の2点から作業を進めております。2つ目の視点は、「効用のアピール」ということで、「食育教育」「レシピ開発」の2点から取り組んでおります。3つ目の視点は、「販路開拓」で、「市場動向及び消費者動向の分析」「食品加工・保管技術の調査」の面から作業を進めております。

「高付加価値化」におきましては、伊勢いもと前川次郎柿につきまして、味

覚や栄養の面から分析をいたしまして、販路開拓時のアピールポイントの整理を進めております。「効用のアピール」の面では、本町が目指しております「医食同源のまち」実現に向けまして、伊勢いもと前川次郎柿につきまして、主として町内に向けて、栄養の効果や、これを生かした調理法等をアピールし、郷土に対する愛着や町内消費を喚起して、健康なまちづくりを進めることとしております。

そのため、町内の小学生親子を対象といたしましたクッキング教室等を開催しております。また、町内外に向けまして、各種イベントやホームページなどでレシピ等を発信しております。

「販路開拓」につきましては、伊勢いもと前川次郎柿に関する市場・消費者動向分析や、加工保管技術の調査を行い、販路開拓に向けて、報告書を作成いたします。これと併行いたしまして、伊勢いもの皮むきに関しまして、装置等について調査し、試験実施を進めてまいります。また、伊勢いもや前川次郎柿に関する取り組みと並行して、「集客交流の促進」の分野におきましても、近郊都市や全国からたくさんの方々にお越しいただけるよう、集客コンテンツを整理し、イベントや各種媒体による情報発信に取り組んでまいります。

環境商工課からは以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 農林課長、北出博人君。

**○農林課長（北出 博人）** 木戸口議員の質問にお答えします。

③の内の農業振興におけるブランド化、生産者の収益力アップということについてですが、まず町を代表する前川次郎柿と伊勢いもを重点に置き、現在生産者の農業に関する考え及び将来どのように考えてみえるかアンケート調査を実施いたしました。結果につきましては、11月中旬に各部会の役員の方々に報告をさせていただきました。生産者の方々におきましては、結果と分析内容を含め、後日報告させていただきたいと思っております。

農産物のブランド化につきましては、次郎柿の場合、生産量が落ちていると言っても伊勢いもほどではなく、高付加価値を付けるための市場動向の調査及

び販路拡大、冷蔵保存技術により販売時期をずらし、付加価値を付けるなど、いろいろ検証しているところでございます。

県の事業であります、26年度より、3年間タイへの輸出を実施しておりますが、初年度は船便で、歩留まりが悪くあまり良い成果は得られませんでした。2年目は空輸便で輸送し、輸送代を考えても十分採算が取れるものでございました。本年度は、個包装技術を研究し、実験し、軟化を遅らせることが確認され、船便で輸送いたしました。

続いて伊勢いもにつきましては、生産量の減少が著しく、とにかく生産量拡大に向けた栽培技術研究と担い手育成が急務であり、技術研究におきましては、各機関に協力をいただき、ベテラン生産者の意見を聞きながら、実施しております。また、担い手の育成ですが、次世代の担い手が伊勢いもの生産にスムーズに参入できるよう、栽培プロセスごとに栽培手法を整理し、マニュアルの作成を実施しております。

次に農家の方が何を求めているのか、把握の現状実績ですが、生産者の方には、話を直接聞いたり、またアンケートを実施し、柿生産者の方 170 軒中 116 軒の方に回答いただきました。伊勢いも生産者の方は 59 軒中 30 軒の方に回答いただきました。

その中でどちらも最も多かったものが、販路開拓支援・担い手の育成支援でございました。どちらにしても、難しいこととは思いますが、労働に見合う対価を向上させ、将来に向けての農業の振興を行っていきたくと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

**○4番（木戸口 勉幸）** それでは、3人の課長から答弁をいただきました。特に再度お伺いをいたし、答弁は求めませんが、付け加えて申し上げたいと思います。

農林課長に対してでございますが、まず共通して、谷村参事兼課長に対しても

そうでございますが、柿を取り上げて、いろいろとこう検討されたということが非常にありがたいことだなというふうに思うわけであります。

今まで伊勢いもばかりでこうきたわけですが、そんな中でですね、いわゆる柿のアンケートの話が出てまいりました。これは直接担当しておる係長にも即話を、私もつくっておりますんで申し上げたわけですが。

アンケートはアンケートとしてですな、非常にデータをとるのにはいいわけですが、あのアンケートでは、答えとしては全く出てこないわけでありますんで。私の求めているのは、やはりその農家との話し合いってというのが一番大事やもんで、そういうことを進めてく中でですな、やっぱりJAも含めながらですね、本当の課題等を突き詰めて考えてですな、してもらいたいというふうの思いますし、農業生産は、やっぱり値をつけてもらって、いくらになろうと出さんならんっていう弱みがあってですな、つくったもんはどうしてもいわゆる売らんならんということがりますんで。

いろんなこの課題が抱えております。それをどんだけでも課題を解決をすることが、やっぱり生産の励みになるということが常々考えておりますんで。

大きなタイトルの中で、アンケートをとるというのも大事なんですが、やっぱりそのものと焦点を絞ってですな、そこら辺を十分話し合いをして、本当のやっぱり求めるところはどこにあるんかっていうのが非常に大事やと思いますんで。

さらにまた、こういったことを伊勢いもに対しても柿に対してもそうですが、深めていただいてですな、そのいわゆる農業振興に結び付けていただきたいというふうに考えております。

柿はたくさん生産をされとるということですが、一時のことと思いますと、柿の生産量は大変落ちております。これはどうしても高齢化になりますんで、やっぱり収穫に相当な労力がいるということで、どんどんどんどん不便なところからやめておりますんで、そういう課題等も踏まえてですな、その課題解決にあたりながら、いわゆるどうしても収益力アップと結びつけやんと農業生産はで

きやんわけでありますので、担い手等のことも含めてですね、やはりその多気の農業振興をさらに発展させれるような方策等も考えていただきたいというふうに思いますので、この点についてもまた機会がありましたら、次の議会なり、その次の議会なりでもまたいろいろと深化、深める形での、お聞きをしたいというふうにまた思いますので、よろしく願いをしてですな、1つ目の質問は終わりたいと思います。

残り時間だんだん迫ってきてまいりますので。それでは、2点目へ入ります。

2点目は、通告のとおり、行財政改革をどのように進めていくのかについてであります。

行財政改革審議会は、平成27年9月から第1回の会合以来、1年以上の日にちをかけられまして、延べ17回に及ぶ部会、全体会を経て10月3日付で町長に答申書が手渡されたところであります。ご案内のように、健全な財政を維持して、町民の公共サービスを担うため、効果的かつ効率的なあり方を検討するということの答申がされたところであります。審議会委員の方々には1年間のご努力に対しまして敬意を表する次第でございます。

答申書によりますと、多気町が実施をしている91事業につきまして審議をされまして、国県の制度的なものを除きまして事業に対して全て意見が出されております。平成27年9月議会でも行革について私は質問をいたしたところではありますが、町長は答申書についてどのように行政改革を進めていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

先ほどの前川議員の中でも副参事のほうからある程度の答弁をされたわけですが、私にも同様のお答えをしていただきたいというふうに考えておりますし、通告では3点の質問をいたしております。全体ではどのように進めていくのか。

①に入りまして、29年度予算編成方針、これもさっきも出ました。これはどうしても行革をやるということになりますと、予算が伴いますので、新年度予算作業の中で、どうしてくこうしてくということが当然出てまいるわけであり

ますので、行革の審議会の答申を受けた上の予算編成の方針というのが当然あるわけでございますので、その辺お聞きしてですね、当然事務事業の見直し等々も、毎年毎年行われております。さらに行革答申書をもとにですね、柱となるものがあろうかと思っておりますので、こういったことの主となる見直しの大綱をどうしていくかということ、まずもってお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課副参事、森川直昭君。

○総務税務課副参事（森川 直昭） 審議会の担当者、それから財政担当といたしまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

平成 29 年度予算編成方針では、今回提出された答申書をもとに、今後事業をどの様にしていくか、まずは、担当課が十分に検討を行った上で、実施する場合は、その実施内容や事業費の積算を行っていくこととしております。そして答申書に加え、さらに幅広い意見、事業間のバランスや財源の確保など、総合的な判断により、当初予算案を作成していくこととしております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） これは今答弁がありましたんですが、いつものパターンの前回の答弁とほぼ等しい答弁だなというふうに思うわけで、変わったところもございません。大綱となるとそういった答えになるのかなというふうに思います。聞く方も突き詰めて聞いておりませんので、全体の大枠として聞いた中での答弁ということで、これはそのように私も理解をさせていただきたいと思っております。

それでは②つ目でございますが、これは、答申書等も出ており、それから決算審査でもいろいろと議論があったものの中から改めてお聞きをいたすものとして、お受け取りをいただきたいと思いますと思いますが、公共施設のですね、効率的

な管理・運営の考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

先ほど来も、一般質問の中で、ちょっと出ておりましたように、施設の一旦どうやということもあったわけです。私も同様に、そのような感じをしたわけですが、私の視点はですね、具体的に申し上げますと、以前からいろいろと議論のあります施設のうちですね、いわゆるささやま温泉の考え方についてお尋ねをしたいと思います。これはささやま温泉という詳細な通告はいたしておりませんが、一般論として、お答えをいただいたら十分かと思いますが。

これは毎年ですね、利用水量、全利用者数等々のことが出てまいるわけですが、毎年毎年減少しております。というのは、どうしても利用者数が減りますと、利用水量、くみ上げる水量、いわゆるお風呂で使う水量も少なくなるわけですが、そんだけだんだん減っておるということ。それに、反比例しまして、お金はどんどんかかるということが現実であります。ナイター施設とよく似た点もあるわけですが、この辺の考え方は、将来的にというよりも、もうどうしていくのかというのが、もう先見えておりますので、私のほうからどうせいつというわけにもいきませんが、これもやっぱりその全体の行革を進めていく中では非常に大事な項目の1つやなというふうに思います。

それから、続いてですね、多気町には合併以来、数多くの公園施設があるわけですが。これは公園っていうのは、ほぼ直営でやられまして、毎年これも予算化としては、前年並みの予算を組みながらですな、必要額を予算化をして、それで、毎年対応しとると。また次ぐ年になると、同様のことをしてずっといくわけですが、ここら辺もですな、やっぱりこのどうしていくかっていうのが非常に、施設を維持管理していく中と、お金の必要度としては大事なわけありますんで。管理をどうしていくか、お金のかけ方をどうしていくか、これをですな、やはりその検討する考えはあるのかないのかというのをお聞きをしたいと思います。

まだ数多くいろんな施設あるわけですが、それを全て言うておりますとあきませんので、時間もかかりますし、お答えも困ると思いますので、まず自分で

思いついたこの2つと、ほかの施設も含めてですな、そういう施設のこれからの考え方ですな、いわゆる町営とするんか、地元へ任すんか、もう1つの第三者へお任せをするなり、もういっそのこと譲渡すんのか、そこら辺もあってですね、そこら辺の考え方をお示しをいただきたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

総務税務課副参事、森川直昭君。

**○総務税務課副参事（森川 直昭）** 先ほどご質問いただきました内容につきまして、まず全般的なところを私のほうでお答えさせていただきまして、個々の施設、2カ所ほどご質問いただきました、それについてはまた別途別の者がお答えをさせていただく形でお願いしたいと思います。

まず全般についてでございますが、町内の公共施設の多くが、建設後30年から40年、施設によっては50年を経過してきており、施設の老朽化と共に、維持費の増大が進んできております。

答申書では、施設の廃止、民間売却、民間委託などが言われておりまして、さらに、国が各自治体に作成を求めています公共施設等総合管理計画においても、設置や管理の方針を明記する必要がございます。

今後の人口減少、また町の財政規模、特に財源の縮小が見込まれる中、現在と同じ施設数を維持していくことは難しく、統廃合が必要と考えますが、利用形態や地域性などを考えますと、見直しには時間を要するものと考えます。見直し方法が決まったものから取り組んでまいりたいと考えております。

全般につきましては以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 企画調整課長、筒井尚之君。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 個別にご質問ございましたささやま温泉の件につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

行政懇談会でもですね、ずっとそのお話もさせていただきましたし、アンケートも取らせていただきました。手元に資料ございませんけど、7割ぐらいの方がもう使用されていない。使用されている3割の方も初めのことは使用して

いた、という方が圧倒的に多かった、という一応結果が出ておりますし、先ほどの話にも出ておりますように、10月3日の行革審の答申でも、もう民間譲渡すべき、もしくは廃止すべき、という答えもいただきました。12月1日には、勢和の区長会で、そのような方向で考えておりますということも、もちろんお話をさせていただいてきました。この14日にはですね、最終日一応全員協議会の場で、皆様方に状況お話させていただきたいと考えておりました、基本的には廃止の方向ということで、今年度をもって、というふうに考えておるところでございます。また詳しくは全協の場でお話させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 建設課長、森田文彦君

○建設課長（森田 文彦） 公園につきましては、建設課のほうからお答えをいたします。

現在7カ所の公園を管理しております。大きなものについては天啓公園、桜つつみ公園というものでございます。これについては、今後もですね、建設課が管理をしていきます。その他につきましては、地元とも相談しまして、受けただけであれば、移管をしたいと。現在ですね、もう1カ所そのような方向で動いております。ということでございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） なんか尻切れトンボみたい感じで終わったような感じが大きいわけですが。聞いたうちの2つのうちですね、温泉はもうそういうことで、結果が出ましたんで、よく理解をしました。

ただ公園については、確かに通告もいたしておりませんし、大きな枠の中で「施設」ということでありますんで、今すぐどうせいつていうことは私は求めませんが、やはりその。

ちょっと私語が聞こえたんですけど、よろしいか。

私の資料によりますと、7つやなしに9つかなというふうに、数えてまいり

ましたんで。それは数はともかくよろしいんですわ。その方向性をですな、やっぱりこう今後さらにやっぱりしてほしいなと思います。というのは、旧態依然として、去年もみとったで今年もこんだけのお金を予算化して、人もこんだけ使うんだということ。必要性のあるのはやむを得んし、町として維持管理してくってというのは、これはもう町として決めてもろたら結構ですが、その中でもやっぱり、こういったことの出とる中で、どうもやっぱり施設数としては非常に多いということがありますし、お金もかかります。人手もかかりますんで、地元とうまく話ができ、整理のできるものについては、そういう方向を示しながら進めていただきたいと思います。

これはもう時間の関係9分でございますんで、こういうことを申し上げてですな、これはもう十分に私の質問の趣旨をおくみ取りいただいて、きちっとそのような方向で、進めていただくものと私は考えますので、②つ目については、終わりたいと思います。

それでは、時間との関係がありますので、③つ目へ入ります。

③点目の通告であります、3年ないし5年の改革集中期間の設定についての考え方についてお尋ねをいたすわけであります。

行革をやるということになりますと、やっとなのやということでは全然やっぱりどこをどうやっとなのかもわかりませんし、もう長いスパンでやりますと、やったんかやらんのかわからんと、いうことになりますんで。どこの、いわゆる地方自治体も、そうなんです、やはりその改革をやるということになりますと、やっぱりその期間設定というのが大事やと思います。中心となる、ですんで、私は「3～5」というのは書いたんですが、5は長いなと思います。まあでき得れば、3年を目途にですな、やっぱり改革を集中してやるというのが、改革に結びつくというふうに考えておるのが私の考え方であります。

改革は期間を設定しないとですな、進みませんし、期限年、いわゆる期間内、3年なら3年にやることで、成果も出てまいります。それで、職員もその気になりますし、一般にも伝わります。よく町長が「ええまちづくり」ということ

で、やっぱり懇談会等でもいろいろ申し上げられるわけですが、やっぱりその点でもやっぱりインパクトも強くなるというふうにも思いますので、やはりその期間設定というのは非常に大事なことかなというふうに私は思っております。ということの中でですな、期間設定をぜひお考えをお聞きをしたいということ、それから、先ほど来出ております施設は、やはりもう個々に思いついたもんをやるということやなしにですね、やはりその職員全部でやるのも結構なんですけど、やはりこうある程度の人数で、公共施設のマネジメントっていうのをやってですな、やはりその全体を協議検討しながら、進めていくっていうのも、やっぱりコンセンサスを得る上で大事ですんで、これをいわゆる期間設定と同時にですな、公共施設のマネジメントとして取り組む考えについてお伺いしたいと思いますが、これは非常にもう課長では私は満足しませんので、町長から直にですな、期間設定とマネジメントについてをお聞きしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** 木戸口議員おっしゃられました内容も含めてですけども、ほとんど考えは変わらんと私も思ってます。

私はその今回行財政改革を、期間設定という形で、審議会という形で答申もいただいたんですけども、私は町長にさせていただいたときから、改革はやっていこうということで、取り組みはさせてもらっております。

その中の1つは、給食センターも一部民営化に移行ということで、これもやりましたし、それから、各学校にあった放課後児童クラブも、これ1つにやって、これも改革の1つやということも思ってます。

その中で今回、行財政改革審議会のほうへ諮問をさせていただいて、答申をいただきました。もう既にその中でも、この答申をいただく前に町のほうでは町の施設の中でこれはもう廃止すべきやというものにつきましては、もう廃止をさせてもらっております。

1つは丹生にありました老人福祉センターもそうでありますし、土屋にあり

ます健康福祉センター。これもちょっとも使ってなかったんで、毎年何十万っていう、時には何百万っていう電気代がかかったりしてましたので、維持費がかかったりしてましたので。まあこんなこともあります。

今回、こう答申をいただいた中で、すぐにできるものと、できないものがあります。すぐにできるものは、先ほど言いましたように、ささやま温泉。これは地元の自治会長さんにも話をさせていただいて、了解をいただいて廃止という方向に、29年度取り組んでいこうということにもさせてもらっております。それから、なかなかその答申をいただいた内容そのものを実行できるというもの、できにくいというものもあります。例えばバスでありますし、バスもなかなかそのいろんな思いっていうか利用者のこともありますので、なかなか取り組みにくいし、それから、ちょっと僕も思っと思ったんですけども、行政チャンネル。ケーブルテレビですけども。これも地元、自治会を回らせてもらったアンケートの中では、7割近くの方があまり見てないというアンケート結果も出てますし、それから議会中継もそうでありますけども、半数以上の方は見てない。こういうこともありますんで、この中の一部をもう民間委託しようかなと。民間委託っていうと松阪ケーブルですけども。こういうのもありますし。あと、消防団員なんかについても、定数は今400を超えてますけども、これにつきあっても、皆さんに説明をして、アンケート結果からも、それから皆さんの意見からも、また定数削減をこれから検討していかんならん。これも1つの改革になると思います。

こんなことを含めながら、今回いただいた答申を受けて、できるだけいただいた答申に沿えるような形で進めていきたいと。で、議員おっしゃられたように、できるだけ期間は少ない期間で、できたら。もう私の任期中にやれっていうのはちょっと無理でありますけども。もう来年1年で一応私の任期切れますので。これから、いただいた内容はこれから継続していけるような、そんな取り組みをしていきたいと思ってます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

**○4番（木戸口 勉幸）** 2分です。答えをもらとると時間がないので。

町長は縷々細部の施設、ほかにもいろいろとこう施設を含めたこともお答えをいただきました。私の質問はですね、まあ期間設定とマネジメントといくことでありますが、これもまた縷々思いは一緒ということをお答えをいただきました。これは大きく議事録にも載るかと思ひます。

そんな中ですね、やはりその改革は、間をおいてやっとなと改革になりませんので、去年とは違つた形で29年度からは入る。さらにはそういう職員にもそういうこと意識も持たすということをお大いに期待をいたしてですな、また、そういうこと動きがなければ、また質問もしたいと思ひますが、それを期待をしながら、私の質問は終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

**○議長（西村 茂）** はい、質問を終了いたします。

以上で、木戸口勉幸君の一般質問は終わります。

ここで、1時まで昼食のため休憩といたします。

（ 11時54分 ）

（ 13時00分 ）

**（10番 坂井 信久 議員）**

**○議長（西村 茂）** それでは、午前中に引き続きまして、会議を再開をいたします。

4番目の質問者、坂井信久君の質問に入ります。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** それではただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回の質問につきましては、2点を通告をいたしております。1つにつきましては、図書館の運営管理等についてでございます。2点目につきましては、一般質問に対する当局の答弁についてということで、一般質問今日はさせていただきます。もちろん質問方式につきましては、

1問1答でございます。

それでは質問に入ります。

冒頭でございますが、本日本町が取り組んでおります新しい農業育成研修事業におかれまして、その研修生であります町長ご子息でありますたかのりくんが、農林水産大臣賞をイチゴの栽培で受賞されたと、こういうふうに関新聞報道がされておりました。非常におめでたいことでもありますし、多気町におきましても、非常にいいニュースだなというふうに思っております。まず冒頭にお祝い申し上げたいと、こんなふうに思っております。

それでは入ります。私は、昨年12月定例会におきまして、今回と同様の一般質問をいたしております。そのときにご答弁をいただいた町長の発言は、「図書館や学校など、これから行革を審議するべきもの。行革審には民間の人も入ってもらったので、違った目で見えていただきたい。改革はしていきたい。」と発言されております。また、教育長におかれても、「改革の議論はする必要がある。」と発言されております。

その後、行革審も終了いたしまして、10月4日付けにつきまして、答申書の送付がなされた内容につきましては、残念ながら効率的な運用、あるいは費用対効果、あるいは同規模市町との比較など勘案されたのか、審議の内容の詳細はわかりませんが、改革の方向性が曖昧であったのではないかと思っております。ただし、「運営の改善や施設の改修等の計画を作成し実行していくべきである。」という記述がございました。この行革審の答申書につきましても、後段にてお伺いいたしますのでよろしくお願いいたします。

前回の質問から1年が経過をいたしまして、私自身も他市町の図書館を訪問し、館長の方、あるいは司書の方々から多くのお話を聞かせていただきました。また資料等も多くいただいたわけでございます。そして知識を深めてまいりました。

そして何より、私が質問した以降に、町内の7名の方より署名・匿名にてお手紙をいただいたり、電話をいただきました。1名の方は私の自宅におみえに

なりまして、約1時間半、懇談をしたわけでございます。

そして、その方々が疑問に思っておられることや、一番知り得たいことなど、この後お伺いしていきたいと思います。私も、私に寄せられた方々も、現行の図書館運営が真に町民ファーストなのか疑問に思っておられますので、今日はまさに町民の代弁者となって、お伺いいたしますので真摯な答弁をお願いいたします。

まず1番、学校司書問題につきまして。

2013年に学校図書館法により、各学校に12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務化されましたが、学級担任など兼務が多く多忙であるとのことから2015年4月に改正学校図書館法で、学校司書の配置については自治体の努力義務となったことは承知をいたしております。

そこで、本町では12学級以上の学校数と、そうでない学校数は何校あるのか、まずお伺いをしたい。そして、12学級以下の学校に1名の司書が真に常時必要なのか、お伺いをいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** お答えいたします。

まず、12学級以上の学校は3校、そうでない学校は4校です。

議員のご質問にもありましたが、12学級以上の学校に義務化されましたのは、司書教諭で、これは教員の中から選任するものです。改正学校図書館法で各自治体の努力義務となった学校司書については、各学校の学級規模については限定しておりません。

各学校に司書1名が常時必要かのご質問ですが、司書が常駐している意義は大きく、学力学習状況調査の結果からも、多気町の小学生の図書館利用の割合は、全国の16.4%に対し43.1%、中学生も全国の7.6%に対し28%と高くなっております。また今年度中に改訂が予定されております学習指導要領で、「調べ学習」の観点から重要視され、図書館・図書館司書が果たす役割は、ま

すますます大きくなると考えられます。そして毎年、P T A・校長会・教職員から教育予算の要望を受けておりますが、各学校の共通要望として、図書館司書の継続配置が強く求められていることもありまして、各学校1名の常駐司書が必要と考えております。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** そこでお伺いをいたします。私も学校行事のときに来賓室に図書室が充てられておりまして、私も再々そこで時間待ちをするケースがございます。ただ、あそこの中でですね、毎日8時間ですか7時間ですか、わかりませんが、常時仕事が本当にあるのかどうか、っていうのが非常に疑問でございます。

お一方、女性の方から、私にお電話をいただいた方はですね、「学校の図書館へ行ってもですね、図書の方が1日果たして仕事何があるんやろ」と。「私らは本当に時間給のパート勤務で、大変な仕事をしておる」と。「まさに昼の45分くらいしか座れやんのや」と、というようなことの訴えがございました。

で、あそこで1日果たして8時間、着任当初はやっぱりそれは図書の整理やとかいろんなことがあるでしょうけども、果たして毎日毎日ですね、必要なんか。なんで多気町だけ必要なんかという私はそこが聞きたいと、こういうふうには思っております。

学力の問題は、私は図書室ばっかではないと思っておりますので、そこら辺は果たして、1日の業務がどの程度、その必要なんかですね、1年240日当たり勤務して毎日8時間も。あの小さな図書館で、何を1日朝から晩まで仕事があるんかと。そこら辺どういうふうな業務内容があるんか、ちょっとお伺いしたいと、こういうふうには思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 学校図書館司書の業務につきましては、図書の貸し出し返却は、これはもちろんですが、子供たちの図書を選ぶ選書の相談、それから新しく本を買います新書の選出、それから本の修理、それから学校の中で、授業の中で本の読み聞かせを行います。もちろん図書館の展示コーナーとか、そういう設営も行います。そして、何より重要なのは、授業に合わせた図書の紹介。今度の授業でこういう授業をするので、それに携わる本を紹介する。あるいは調べ学習に使う本の用意をしたり、授業に全般的に協力するという立場でもあります。また、多気町では、職員会議にも出席していただいて、子供たちの様子を一緒に見守っていくというようなこともございます。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

**○10 番（坂井 信久）** それでは続いて②番目にいきます。

本町では今お話ありました 7 校の学校に全て司書が配置をされております。このうち多気町出身の司書の人数と町外の方の司書の人数を教えてください。もともと多気町出身であって、結婚した町外へいかれた方は多気町としてカウントして教えてください。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 多気町に住所を有してみえる方が 4 名。他市町からみえる方が 3 名でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

**○10 番（坂井 信久）** 続いていきます。

③番目でございますが、県内の四日市市では 2005 年度より民間の専門業者に委託をいたしまして、全市立小中 60 学校に 20 数名の学校司書が手分けをして、各学校にほぼ週 1 回～2 回巡回していると、こういう例もございます。こ

れもやはり、効率的な取り組みを考えて、そのような運用をされておると、こんなふうに聞いておりますし、前回にも発言しましたように大台町でも同様に図書館司書がですね、巡回をされておると、いうふうに聞いております。

なぜ、本町ではですね、他の施設管理運営につきましては指定管理者制度の取り組みが、このグラウンドにおいてもあるいはトレーニングセンターにおいてもですね、いわゆる指定管理者制度の取り組みが進んでおりますのに、図書館運営ではできないのか、何か司書との特別な関係があるのかですね、司書に気を使っておられるのか、そこら辺が非常に私は疑問に思っておりますし、図書館のだけが一向に改革がならんと。他の課が非常に予算を削って大変なご苦勞をされとるって私も十分わかっておりますけども、図書館だけはですね、いわゆる私に言わすと聖域になっておりまして、他町に比べても、本当に予算も甚大に使っておるということがはっきりとしておりますので、そういった点につきまして、1つご回答をお願いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 図書館司書が常駐であるというのは、非常に重要なことだと思っております。子供たち・教員にとって好影響をもたらしているということは、先ほども述べさせていただいたように、学力学習状況調査や学校現場からよせられる要望からも明らかだと思っております。

指定管理者制度についてですが、学校図書館法が位置付けている「学校司書」は、学校設置者が雇用する「職員」としています。したがって事業者が雇用して学校図書館に勤務するものは、校長先生の指揮下にならないことから、法の規定する「学校司書」には、該当しないという見解が、これは学校図書館整備推進会議というところからも出されております。先ほども言いましたように、多気町では職員会議に司書も出席し、子供たちの情報を共有していきます。こういったことから、指定管理者制度にはなじまないものと考えております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

○10 番（坂井 信久） わかりました。それでは続いていきます。

学校司書の待遇、いわゆる月の月給ですね、月額報酬、年間の賞与額、その他手当、それから勤務日数、あるいは勤務時間、それらについてですね、内容等をお伺いをいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○教育課長（稲葉 基文） 月額報酬につきましては、18 万 5500 円～21 万 9400 円と、経験年数によって変わっております。年間賞与というのはございません。その他手当としましては、通勤手当を支給しております。勤務日数は、週 37.5 時間です。勤務時間は、小学校は 8 時～16 時 30 分まで、中学校は 8 時 15 分～16 時 45 分ということで、1 日 7.5 時間となっております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

○10 番（坂井 信久） わかりました。

それでは続いて、図書館運営管理についてに入っていきたいと、こんなふう  
に思っております。

冒頭申し上げました、私が調査をいたしました県内市町の図書館の多くがですね、指定管理者制度によって専門業者に委託をされておりました。当然ではありますけども、予算の削減や効率的な運営を目指してそのようになったというふうに聞かせていただきました。

三重県でも本年度より厳しい予算編成になると聞いておりますし、県内多くの自治体でも、同様に予算の削減に取り組み、努力されております。そして私が訪問した図書館でも、同規模町のこれは町でございまして、現在は市になっておりますけども、対象人口は本町程度、あるいはもう少し上かというふうなところが、2カ所ほどお訪ねをいたしましたけども。

図書館司書人数では大半が 2 名でございました。一部には、1カ所 3 名の所

もございましたが、本町のように、1万5000人でですね、8名いわゆる4名ずつの配置っていうのは、おそらく県内でも私は最多であるというふうに思っております。

これはなぜうちが8名もですね、1万人の対象に4名、5,000人の対象のところに4名、8名必要なのか、その理由をですね、ぜひ伺いをしたい。

非常に能力のある方ばかりだと、こんなふうに聞いておりますのに、8名も必要なのかなというふうに非常に思っておりますし、私にお電話いただいた方につきましては、先ほどの問題ありませんけども、町外の方の司書が多いやないかと、いうふうなことも聞いております。なんで私らの税金でよその人雇わなんのやなど、というような声がありていにはっきりおっしゃっておられますので、そういった点につきましてもですね、この後またお答えいただきますけども、とりあえずこの①番の回答につきまして、お答えを願いたいと思えます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 指定管理者制度につきましては、県内の公共図書館をもつ市町の3分の1が採用しております。全国的には、総務省の調べで15.2%が採用している状況です。指定管理者制度が発足した当時は増加しましたが、その後図書館という性質上、大きく増加していないのが現状ではないかと思われます。

多気町の図書館は、1館司書4名体制で運営させていただいております。4名必要な理由は、先ほど学校図書館の勤務体制のご質問もいただきましたが、公共図書館も同じく、週37.5時間の勤務です。休館日は多気図書館が月曜日、勢和図書館が火曜日となっております。このため土日出勤のうち、どちらかの代休は、基本同一週内で処理することとしておりますので、交代で休暇を取ることになります。また司書は、図書館内の業務だけでなく、館外の業務、これは保育所・子育て支援センター等での読み聞かせ等でございます。常に4人が

図書館内で対応しているわけではございません。これは、議員が尋ねられた2名で対応されているといわれた図書館でも同様に交代制を取っていると考えますので、現在のサービスを維持していくためには、1館4名体制が必要と考えております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

○10番（坂井 信久） 今の答弁も兼ねて、続いての質問に入ります。

前段で質問いたしましたのは、本町の図書館の閉館日数が多いことでございます。私に寄せられた方のお話でも、5月の連休が、2日から5日まで3連休そのままお休みであったと。日曜日が1日、2日が月曜日でしたので、いわゆる5連休っていいですか、休みが普通に続きますとですね、5連休を利用できたという中で、多気町は、全然連休は全部休みであったというふうに聞いておまして、子供と利用を考えておったんですけども、残念ながら閉館をしておったと。こんなことはどうか、というようなお話もしておられました。

調査をいたしまして、5月にいたっては、私10日間って書いてありますけども、9日間でございます。これ、訂正でございますが、9日間多気図書館は閉館でございました。

松阪市などではですね、連休中もオール開館をいたしておりました。オール開館をいたしておりました。で、8月の夏休み中などはですね、利用者数の増大を考えまして、休館日は8月26日の1日だけというふうに松阪市辺りは、こう弾力的にやっておられた。

うちは8名おりましたもですね、毎月7日～8日が休館日であります。交代制にしたら、私は月曜日だけで済むと思うんですよ。それが非常に休館日がうちは多いと。

また、開館時間につきましても、9時～7時とされる予定はないのか。7時というのが非常に多ございましたので、夜半ですね、やはり7時くらいまでしていただいたら、サラリーマンの方や、通勤途中に帰りに本を借りてこかとい

う方も増えると思いますけども。

まさにうちは図書天国でありましてですね、大名勤務をさせておるというように私は感じます。私はこういうことではですね、司書のための図書館で、司書ファーストの図書館で、町民はまさに置き去りにしておるといふうに思いませんか。

また、そのほかの月でもですね、多気町は祝日は殆んど休館日です。これ調べてみましても。なぜ多気町は祝日に。祝日は皆利用したいんですよ。それが休館になっておると。ここら辺の理由をですね、ぜひお聞かせ願いたいというふうに思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 図書館は1館4名ですんで、8名というのは2館で8名ということですから、まずそれを前提にお願いいたしまして、開館時間及び祝日が閉館しているのは、先ほど答弁しましたように、この4名の司書で運営しているため、労働時間との関連で、現在の形となっております。町財政が逼迫する中、これ以上の職員増は望めることはありませんが、今後は町民サービス向上のため利用者のニーズを把握して、改善できるものは実施させていただきたいと思っております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** このですね、もっとそこはその4名おらんでも2名でもできると思うんですよ。2名でも。その松阪市なんかの扱いはですね、その弾力的にやっておるんです。ちなみにですね、松阪市は、4月が4日、5月が5日休みで、6月は12日休み取っとんのですわ。その代わり8月の夏休み中とか7月の休みに入ってから休みを減らしとるんです。やっぱりそこら辺をですね、毎週月曜日と祝日と、それから図書整理日と。うちは7日～8日取っとるんで、毎月。よその図書館は、だいたい4日ですわ。月曜日だけなら月曜日だけです。

あとは2人で、交代で勤務しておられますんですね、2人対応しておると言うところが多いんですけども。うちは誰のため、町民のためにそういうことが考えても私はどうしても納得できやんのですわ。町民のための図書館やったら、司書の勤務なんてあとのこととちがいますんか。私はそういうふうに思っておりますので、そういったところ辺について、もう少し弾力的にこう取り扱いができやんのかどうか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○教育課長（稲葉 基文） 松阪市が2人で対応しとるということは、そこに2人がみえるということで、常時その方々がずっとおるわけではないと思うんです。そうしないと労働時間的にはおかしいと思いますので。うちも4名はおりますが、2人のときもありますし、3名のときもあるということで、交代で休んでいるという、そして、外へも出てく、うちの図書館は館外の業務も持っております。それは保育所行ったり小学校行ったりいろいろしておりますので、常時はおそらく2名ないし3名が館内におるというふうに考えております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

○10番（坂井 信久） 続いていきます。

③番目につきまして、私が訪問した図書館では業務委託された専門業者でございました。事前に電話をしていたこともございまして、その対応は非常に満足するものでございました。十二分に接遇研修された司書であったように思います。

そこで、総務課長にお聞きをいたしますが、本町の司書の方には接遇研修、あるいは公務員としてのですね自覚、そういうふうな思いの研修はされておられるのかどうか、お尋ねをいたします

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○**総務税務課長（小林 真一）** ただいまの坂井議員のご質問にお答えさせていただきます。

残念ながら、非正規の職員につきましては、特に施設や出先関係の職員につきましては、なかなか研修の機会がないのが現状でございます。しかし、図書館に新しく採用されました方につきましては、正規職員の新採と同様に、初回のみ、接遇研修のほうを行っておるのが現状でございます。

以上です。

○**議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

○**10番（坂井 信久）** 私はですね、うちの司書の方、非常に優秀な方だと聞いておりますけども、やはりその今言ったような問題につきましても、いわゆる公民って言いますか、いわゆる全体への奉仕者というふうな精神が欠けておるんではないか。あるいはその財源についても、税金で働かさせていただいて。あるいは図書を買うという意識があまりにもなさすぎるように私は思っております。やはりそういうこともですね、十分に研修をしていかんといかんと、私は図書の方は特にそうだと思います。私がきいておるんでは、あんまり評判は良くない方もおられますので、やっぱりそういう研修もですね、やっぱり公務員の、1つの施設の働く職員ですから、やはりそういう私は研修なりですね、やっぱり全体の奉仕者というふうな気持ちを持っていただくようなものをぜひ研修やっていただきたい。それから、もう1つお尋ねをいたしますけども、いわゆる公務員に奉職するときに、宣誓書を書きますけども、この方たちにそういう宣誓書を書かせておられますかどうか、お聞きをいたします。

○**議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

総務税務課長、小林真一君。

○**総務税務課長（小林 真一）** ただいまの坂井議員の、この図書館司書の方に宣誓書を書かせておるか、ということですが。宣誓書におきましては、地方公務員法のほうで、定められており、私どもの条例のほうで規定を

きております。その中で、宣誓書を書かせておるのは正規の職員のみ、宣誓書を書かせております。非正規または臨時、非常勤の方につきましては、宣誓書は書かせておりません。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** よくわかりました。ですから、これは答弁いりませんけども、今申し上げましたようにですね、司書の方も、やはりそういう全体の奉仕者であるというふうなやはりお考えをいただけるように、研修なりそういう場をぜひ設けていただいてですね、ご指導いただきたいというふうに思っております。

続きまして、この④番目の図書館司書の待遇等、先ほど聞きました学校司書さんと同じなのかですね、あるいは図書館司書さんは若干違うのか、そこら辺について、待遇と勤務時間、同様にちょっとお尋ねをいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 図書館司書は学校図書館司書と同じ待遇でございます。ただ、勤務時間は9時45分～18時15分となっております。業務内容も学校司書とほぼ同じですが、先ほど言いましたように、保育所・学校等外へ出ていく勤務もございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** わかりました。そこで少しここで私記載漏れをしたんですが、同じくですね、いわゆるその町内の方とですね、町外の方のもし人数が、その図書館勤務をされる司書さんが何名町内の方で、何名が町外であるのか、少し教えていただきたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○**教育課長（稲葉 基文）** 公立の図書館は、4名が町内、4名が町外です。

○**議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

○**10番（坂井 信久）** 続いて進めます。

次に、司書の出張の取り扱いのお伺いをいたします。

この質問は、ある女性でございましたが、その方がですね、図書館を利用する際にお目にかかる機会が少ないという司書の方がみえるそうでございます。今、稲葉課長のお話にもありましたようにですね、出張も多いと。あるいは保育所なんかもですね、ああいうふうに行かれるという機会もあるんでしょう。あるいは研修に行かれとる。あるいはそのイベントをするときの打ち合わせ等々あると思います。おそらくそういうことだと思うんですけども、司書の方の仕事につきましてですね、館より出かけられるその業務について、どういうことがあるのかですね、もう一度お伺いをいたしたいとこういうふうに思います。

○**議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○**教育課長（稲葉 基文）** 図書館司書は館内業務のほか、例えば子育て支援センターでの活動。これはパパママサロンやブックスタートの事業がございます。あと保育園でのお話会。小中学校司書との連携をしまして、出前ブックトークとか、お話会、また勢和地域ではコミュニティスクールにも図書館が関わっております。あと高齢者福祉施設でのお話会、それから関連機関との会議は当然ございますし、保護者教職員向けの講座も実施しております。また、ボランティアサークルの研修、それから、他の自治体等から依頼で、講座とか発表とかいうのにも出かけていくことがございます。

以上です。

○**議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

**○10 番（坂井 信久）** おそらくそういうことだ思っておるんですけども、私に連絡っていいですか、アクセスいただいた方はですね、少し違った見方をしておられまして、先ほど私が再々言っておるその4名必要というのはですね、誰かがいつでも常に不在であっても、やれるとどこ行っとるかわからんと。例えば極論を言うたらですね、私が住民監査請求をしたときに、その人の出張命令簿やその人がおらんときの確認まで、そこまで自信あるんかなと。まさにそういうために、4名おると違うんかなと。普通2人ぐらいで、あんなもんできるんと違うんかな、というようなお話でございました。で、常に出張なり、研修なりいろいろ重ねておられると思うんですけども、そういうことをできるだけ司書の方が自由時間を持てるためにですね、4名おると違うんかと、こういうふうなうがった見方をされる方も私のほうへご連絡をいただいております。そこら辺がですね、やっぱり町民に不信感を持たれておるといことですわ。おらんでいう方は。その方が言われんのは、特定の方やっていうんです。その方はたいがいおらん、というふうにおっしゃっておられました。そやでやっぱり町民に不審を持たれとるといことはやっぱりそんだけ余裕があると、4人もイランのと違うんかということに尽きるんです、結局は。そういうこともやはり一遍見直していただいて、またそのときの出張の際のですね、その命令系統って言いますか、課長なりあるいは係長さんに、どこどこ出張いくとか、そういうことをやっておられるんかですね、そういうふうなことの確認をちょっとしたいんです。そこら辺のときは出張なり、あるいは出館されるときはですね、どっかへ連絡をして、私今どこかへ出かけますとか、そういうことをやっておられますかどうか。おききをしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 業務の中で、保育園へ行くとかそういうときはもう決まった業務ですので、いちいち言うていきません。ただ、町外の自治体へ出

ていく、そういうときには必ず出張命令は出してきております。また、特別な個人がという、その方が図書館にいないことが多いというような話がありましたが、それは業務の中で割り振りをしておりまして、保育所へ回るというのは一定の人に決めております。ですんで、図書館におらん比率が多いということやと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

○10 番（坂井 信久） それはきめておられるということはそれはそれで結構なことやと思うのですが、いわゆるその特別にですね、権限を持たせておられるということはないんでしょうか、その方に。そういうことはありませんね。皆公平性をもって、どの方も同じようなあれをされておると。こういう理解でよろしいんか。そこら辺はどうですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○教育課長（稲葉 基文） どの司書も同じです。ただ、館長を廃止しましてから、館長補佐という立場の者はおります。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

○10 番（坂井 信久） 進めます。

次に図書館で購入しております逐次刊行物でございます。いわゆる月刊誌、あるいは週刊誌等についてでございますが、本町図書館年報、これ私 26 年版しか持っておりませんので、これによりますとですね、勢和図書館が 90 種、多気図書館が 77 種というふうに記載をされております。だいたい同規模町の大半はですね、約 50 種少しです。隣の明和町さんでは 28 種でございます。

私は週刊誌やとかですね、あるいは趣味に当たるような月刊誌は、個人が購入するべきであると、こんなふうに思っております。うちは本屋さんではない

んで、図書館なんで。私はこういうものは必要外あまり買う必要がないんじゃないかと。これは450万ある図書購入費とは別にですね、いわゆるその需用費っていいですか、消耗品で買うておられるようですけども。あるいは寄贈される図書もあるそうですけども。ここら辺の考え方をですね、少しお聞きをしたいというふうに思っております。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 公立図書館は、役割として広く情報を提供するということがあります。ですので、逐次刊行物あるいは新聞はをそろえております。これは、利用者からの要望も聞き取ってそろえるものですが、現在予算の逼迫もありますので、逐次刊行物の蔵書については厳選してまいりたいと思っております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** できましたらですね、うちと同規模並みっていいですか、ある程度うちでできる範囲のですね、私はやっていただきたいと。特別に私はよそらと比べても、比較をいたしましてもですね、非常に多気町が多いと。私はこういうことももったいないなというふうに思っております。是非ですね、そういったことについてもご検討お願いしたいと。

その1つの1番の理由に考えますに、これ私のあくまで想像ですけども、図書館の運営についてはですね、おそらく教育委員会から離れて、稲葉課長がこれは統括される立場だと思っておりますけども、事実上はもう司書に丸投げをしとると。先ほどの休館日の日についても、休曜日のもん、こういうふうなもんについても、あまりにも司書任せにしておるもんで、いわゆる司書さんの私はちょっと先走りがあるんじゃないかと。

もし司書の思いのようですね、その今の税金でやっておるっていうようなことは、全然意識なくして、自分が独断で、「私がやっとる」ような、そんな

ような声も実は聞いておりますんで、ぜひですね、私は休曜日やなんやかかも、教育委員会が決めて、祝日も全部やる。週に月曜日だけ休み。それをさせたらええだけと違いますか。2人でもよろしいやんか、交代でも休みでも。私はそういうことをいうとるんですわ。あまりにもあなた方が司書に丸投げをしないと。司書の方がもの言う、休みも多くして、本もようけ買って、そんだけ選書もせんでええわけやで、そういうことに。自分らのPRするというようなことに構図どうも先行されとるような、私は見えてかないませんのや。

そこら辺についてですね、どうなんですか。司書に教育委員会が休みやいろんな月の休みはいくらって決めて、させておんのか。あるいは司書の方々がですね、独自に決められて現行の今のやり方をされておられるんかですね、そこら辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 図書館の休日については、条例で定めておりますので、そのとおり休んでおります。条例で祭日は休館日と。これはできた当初からそうしておりますので、今もそのとおりやっております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** 今欠けとったその答弁について、その他のですね、いろんな図書の購入やとか、あるいは逐次刊行物や、こういうことは一切司書の方に丸投げで、全然教育員会ノータッチですか。お願いします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 図書とか、逐次刊行物についても、買う際には決裁があがってきております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10 番（坂井 信久）** 進めます。

次に、これも 26 年版でございますが、図書館年報によりますと、各種指数のことが掲載されております。

住民 1 人当たりサービス効果、これは多気町の住民への還元率の考え方でございますが、この算式には貸出冊子数の中に町外冊子数も含まれております。この考え方では貸出冊数が、町内の方の約倍くらいになりますので、効果を上昇させることとなります。これがなぜ多気町のですね、住民へサービス効果なのか、図書館の効果ばかりを私は見せかけるだけのためでないかなと思っております。

ちなみに私の算定では、5,506 円となります。年報に記載されている 1 万 4243 円を大きく下回っておりますので、この点についての考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 図書館年報の各種指数は一般的に他市町の図書館で利用されている指数で、効果を大きく見せるために多気町が独自で出しているものではありません。しかしながら、誤解をあたえるようであれば、指数の 1 つとして多気町民のみのサービス効果を掲示をすることは可能やと思っております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

**○10 番（坂井 信久）** ぜひですね、次回からは、私は町内に貸した冊子数をですね、これおたくの年報では 1 冊単価が 1,222 円、町内の貸出数が 11 万 193 冊。それから 26 年度の予算はそれから 5091 万 9000 円を引きましてですね、そのときの 26 年の町民の数 1 万 5207 人で割ると、今の 5,506 円となるんです。町外も貸しますと、町外の冊子数入れますと、21 万 3238 冊になりましてで s ですね、倍になるんですね。

そやで私は町外の冊子数を入れたら、多気町民のあれとは何にも関係ないやないかというふうに思いますので、ぜひ今稲葉課長がおっしゃったようにですね、以降の年報については、このように記載をぜひされたいというふうに思っております。

私はもうこういうことはですね、優秀な方がおられるというふうに聞いておりますので、もし、恣意的にですね、こういうことしとったら大変なことになります。いわゆる役所の予算で、役所の人間が関わって、こういうふうな人に見ていただくような、いわゆる書類をつくりますと、これは刑法の問題 157 条の虚偽公文書偽造というふうな。これは私らの手を離れますので。極論言うたら。

こういうことは絶対ないとは思いますが、自分らをよく見せるため、あるいはそういうふうなことっていうのは絶対私はいかんと思います。だから、そういうことについてもですね、総務課長に先ほど言いましたように、公務員の自覚、全体の奉仕者というような自覚がないとですね、つつい自分らをよく見せたがるということが、万が一、今のようなことがあっては大変なことになりますので、ぜひ私は今稲葉課長の答弁、非常に私は良かったというふうに思いますのでですね、ぜひ多気町だけの還元効果は、町内に貸出冊子数だけを乗じたものからですね、今言うた算式で求められる数字にぜひ以降改めていただきたい。

また今のようなことも十分に司書の方々にお話をしてですね、自分らをよく見せるためだけばかりを中心に考えなくて、素直に率直にですね、私はそういうものを作成を心がけていただきたいというふうに思っております。

これは答弁結構でございます。

続きまして、行革審担当副参事にお伺いをいたしますが、今回のこの図書館にかかる答申書についてですね、どの様に理解されておられるのか。お伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

総務税務副参事、森川直昭君。

○**総務税務副参事（森川 直昭）** 行財政改革に係る審議会の答申書では、通常、行財政運営の効率化のもと、事業の廃止や縮小、それから事業費の削減などが主な内容となってまいります。今回、提出されました答申書におきましては、図書館について、「当然事業費の効果的な使い方を徹底していく必要はあるが、あわせて内容を充実させていくべきである。」と答申されていると、私は理解しております。

以上です。

○**議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

○**10 番（坂井 信久）** わかりました。それではですね、今のようなことになろうかと思えますけども、この件についてですね、いわゆる担当された委員の方、十分ですね、議論は尽くされたんかどうか。そういうことについてですね、もしお話いただけるならば、その範囲で結構でございますので、簡潔にですね、そこら辺をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○**議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

総務税務副参事、森川直昭君。

○**総務税務副参事（森川 直昭）** 本町の行財政改革等審議会につきましては、議員ご存じのように、全体会・部会合わせて 17 回開催をされ、まず、各事業の聴き取りを行った後に、事業のあり方の議論を重ねてまいりました。この中で、図書館につきましては、例えば、「コスト面から 2 館を 1 館にするのいいのではないか」、「利用する上で不便なことはないのか」、また、「町にとって図書館はどのような存在なのか」などが、他の事業に比べまして多くの時間をかけて議論をされ、意見の集約が行われました。

したがって、委員の方々が議論された内容が十二分に反映させた答申書であると考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

10 番、坂井信久君。

○10 番（坂井 信久） 先般いただいた答申書の中ではなかなか、深く内容を読み取るっていうのが非常に難しいように、私は記述内容からでは読み取れませんでしたので、都度都度またお聞きをしたいというふうに思っております。

先ほどからですね、私申し上げておりますことにつきましても、自分らの、さっきも言いましたけども、非常にPRもやっておられますし、一生懸命いろんなことをやっておられるということは十分わかるんですけども、やはり一番肝心なかっていいですか、多気町は教育長も言っておられますし、「図書館のまち多気」というふうなことも掲げられております。まさにですね、私は名実ともにですね、そんなふうになっていただく、っていうのは、司書をようけ置いたらええとかですね、本をよけ持つとかっていうことではなしに、やっぱり内容っていいですか、中身がもっと町民から信頼されておられる方もたくさんあると思います。多いでしょう。多いでしょうけども、私に寄せられた方々につきましても、非常に批判的な方が多ございました。私がこういう言い方しておりますもんで。したがいましてですね、やっぱり名実ともに、名実ともに「図書館のまち多気」ですか、そういうようなことを掲げていただくんならですね、やはりそういった、もう少し、なんて言いますか、人的教育っていいですか、どうもそういうことが私はいろいろ聞かせていただいた中で、端々に聞き取れるような気がいたしましたんで、どうかその点をですね、今後、教育委員会がもっと介在をして、あまり司書任せばかりにするのではなしにですね、もう少し私は教育委員会が主導権を持ってですね、いろんなご指導をしていただきたいと。それが私は町民へのですね、信頼回復っていいですか、信頼をしていただける図書館なんではないかというふうに思っております。

また、私に寄せられた話の中でも、これはっきり申し上げますと、勢和の方でございましたが、勢和図書館の利用が非常に少ないと。「私が訪ねた日です、おそらくや、1日おっても10人来るか来んかやろと違うかな」と言う

方がおられました。私は自分が言うておりませんからわかりませんが、その人の話によると、相当そういう日があるのではないかと。年報から見ますとですね、1日60人からっていうふうになっておりますけども。これはどんなふうにですね、ちょっとここに記載ありませんけども、どんな風に人数のカウントはされておられるのかですね、少しそこら辺について、どんなふうに人数のカウントをされておられるのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○教育課長（稲葉 基文） 来館については、チェックするというごさいませんので、貸し出しの利用で、カウントしておると思っております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

○10番（坂井 信久） ぜひですね、そういうことも一度どういうふうにするべきかというの。1カ月でも結構でございますからですね、一遍きちっとカウントしていただくっていう機会も必要ではないかというふうに思っております。

これを見ますとですね、やはり、例えば、この12月におきましても、26年版ですと、1日平均で多気図書館が85人、勢和図書館が70人から入っておるような計算になっております。月に直すとすごい数になりますけども、私に寄せられた方々では、到底そんな入っておられるように思わんということもおっしゃって、この年報見せたんですけども。そういう方も、おっしゃっておられました。したがって、先ほど私が言うて心配しておることは、そういうふうによく見せるためにですね、こういうふうなことを数字をどんなふうにして、やっぱりきちっとせんと、今私が申し上げたようなことにあたることもあるのですね、やはりお気をつけていただきたいと。ぜひ私は一遍ひと月きちっとですね、カウントを取って、本当に実態数をやっぱりカウントをしていただきたいというふうに思っております。やはり再々申し上げますように、良く見せる

ためにですね、数字をあげる、あるいは作為をするということになりますと、これはもうちょっと別のことになってきますので、そういったことも実は、私は聞かせていただく中で、ちょっと懸念をするわけでございますので、ぜひ一度ですね、きちっとした数字を私は把握をしていただくことに、一遍務めていただきたいと。ひと月でも結構ですんで。どなたかが行ってカウントをするということもぜひしていただきたいというふうに思っております。

これは答弁結構でございますので、そういったことも気を付けていただきたいと思います。

最後でございますが、町長、教育長さんお尋ねをいたします。図書館改革はされるのかどうかですね。あるいはこのままで、ずっとこの体制でですね、この考え方でいかれるのかどうか。本当の意味の町民ファーストの図書館になることを私は期待をしてですね、一遍お伺いをしたい。

また久保町長におかれましては、先ほど木戸口議員の答弁もございましたように、非常に改革に意欲を持っておられるように、私は受け取りましたので、私はやっていただけると、こんなふうに思っておりますけども、そこら辺のことについて、両人からお伺いいたします

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育長、古儀憲次郎君。

**○教育長（古儀 憲次郎）** 図書館改革につきましては、行革審の答申でもいただいておりますけれども、その17回ですか、審議をされ出された答申っていうのは、大変重いものがあると思っております。その答申の中には、「図書館は、未来ある子供たちには欠かせない重要な施設である。」「利便性を向上させ、2館を充実させていくべきである。」というふうに提言をされております。教育委員会としても、こうした方向での改革への努力をしていきたいと思っております。

これまでのやり取りの中で、私は図書館という副参事の言葉を借りますと、どのような存在なのかと、図書館は。そののところをもう少ししっかりと私た

ちとしては、発信していく必要があるなということを感じました。これまで図書館で、図書館活動といいますか運営で、とくに大切にしてきたこと、それは子供の読書活動推進計画。ということをもとにしながら、子供たちの豊かな読書体験をつくっていききたい。また、地域に根差した活動をしていききたい。これはブックトークとか、少し前までは移動図書館もしていたわけですがけれども。さらには保育所・学校・ボランティア団体との連携を図りながら、少しでも多くの町民の皆さんに、図書館を活用いただきたい。そういうことを単なる本の貸し借りだけに留まらない、そこを大事にしてきたわけです。そういう意味で、ほかにはない活動がたくさんありますので、そういったことを理解していただく、そこはまだまだ不足しているかもわかりませんが、そういう気持ちで進めてきておりますし、これからもそういうふうな気持ちで、望んでいきたい。改善できるところは当然改善していかなければならない、というふうに思っています。

それから、括弧書きで尋ねておられます、指定管理者制度の活用にかかわりましては、図書館法によりまして、図書館は無料が原則になっております。そうしたことから、民間による指定管理者制度は図書館にはなじまないというふうに考えております。

以上であります。

**○議長（西村 茂）** 町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** 今教育長申し上げましたような内容と合わせてですけども、うちの副参事が申し上げましたように、行革審の内容では、事業費の使い方については、しっかり徹底していくべきであるということと、あと図書館については、内容を充実させていくという、今これに尽きるんですけども。

議員申されましたように、各図書館の利用者数につきましては、今課長申し上げますように、冊子数で割ってますので、人数的には実人数と若干差異もあると思いますので、この辺の利用者数は、確認をしっかりとっていきたくて思ってますし、それから、申されましたように、週刊誌やそんなんも含めて、こ

れはこれからの予算のこともあるんですけども、今年度大変厳しい予算でありますので、今回その辺の見直しも含めて、議員おっしゃられたような内容で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** 今兩人から非常に、私としては非常に前向きな答弁を回答をいただいたというふうに思っておりますので、ぜひそういう方向でですね、今後図書館改革進めて、私ももう二度とこの図書館について一般質問を、今回を最後にですね、嫌われて言うよりも、やっぱり嫌われやんほうが私もよろしいのは私もよくわかっておりますので、ぜひそういうことがないようにですね、改革の足を止めないで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、一般質問に対する当局の答弁についてお伺いいたします。

議会の一般質問における当局の答弁について、町長及び教育長のご見解をお伺いしたいと思っております。又、各委員会、全員協議会における当局の答弁についても合わせてご見解をお伺いしたいと思っております。

これにつきましては、執行機関の発言につきましては、議会に提出した事件の説明、議員からの質問、質疑に対する答弁及び議会に報告すべきもの、あるいは重要な事項に関する行政報告など、その他多くあることは私も承知をいたしております。しかし、その発言には我々と違いまして、執行権が付与されていることから議会、あるいは委員会、全員協議会等の発言の責任の重さは重大でございます。

議席をいただいて以来、私の質問、あるいは質疑等の答弁が、その場しのぎに思えるところがややもすると見受けられることもございますので、一般質問以外の当局の答弁についての見解を総務課長に、また一般質問の答弁についての見解を町長及び教育長にお伺いいたします。

これはあくまでも確認のためということで、決して今の答弁がそういうふうなことっていうことでは、私申し上げておりませんので。ややもすると、そう

いうことも2、3見受けられたということも過去にありますけども、確認の意味でも、ぜひここら辺の見解についてですね、3名の方からお聞きをしたいというふうに思っております。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** 議員のほうから、3名と言われたんですけども、私のほうで、まとめてさせていただきます。

議員の質問っていうのは、議員それぞれ責任もありますし、お立場もありますし、また質問内容についても、いろいろ議員の中でもこの部分どうかなっていう部分もあると思います。我々も同じであります。この後、来週、再来週くらいに、課長会議があります。その場で、それぞれ課長なり私なり、それぞれの立場のもんが答えたときに、「検討をする」と言うたときは必ずやれと、どうするんか、自分らで考えて、また中で政策会議をやりながら、答えられるようにしとかなあかんと。いつまたご質問いただくかわかりませんので。今、役場の中ではそういう形で、みんなで共有をして、いただいた内容を責任もって答えると。

ただ、答えにくい案件もありますので、その部分については、今議員おっしゃられたように、ちょっと理解しにくい部分もあるかと思っておりますけども、それぞれの立場で、次言われたときに、ちゃんと答えられるように、また、言われなくても、回答すべきものはちゃんと持つとるように、言ってますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

10番、坂井信久君。

**○10番（坂井 信久）** どうもありがとうございました。今のぜひですね、町長が答弁されたことを各課長さんもぜひ肝にいただいてですね、やはり本会議以外の場においてのお答えも、それはやっぱり誠実にですね、履行していただく

なり、そのように議会にやはりお諮りをするなりですね、やっていただきたいというふうに思っております。

以上、どうもありがとうございました。終わります。

**○議長（西村 茂）** はい、質問を終わります。

以上で、坂井信久君の一般質問は終わります。

---

### （5番 山際 照男 議員）

**○議長（西村 茂）** 5番目の質問者、山際照男君の質問に入ります。

5番、山際照男君。

**○5番（山際 照男）** 5番、山際でございます。

議長の許可を得ましたので、通告にしたがいまして、1問1答方式で質問させていただきます。

質問項目は2項目でございます。1項目は行財政改革の答申について。2項目は多気中学校の建て替えについてでございます。この2つの2項目についてよろしく答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1項目目の行財政改革の答申について、町長、副町長、担当課長の答弁をお願いしたいと思います。

多気町行財政改革審議会は、平成27年8月に5人の委員の公募から始まりました。各層から総勢15人の委員の方で構成されました。平成27年9月15日に発足しまして、町長から町行政全般91事業について諮問されて、町民の立場に沿って、約1年間17回の審議会が開催され、28年10月3日町長に対し審議会会長から答申がなされました。審議会の委員の方には、この1年間本当にご労苦いただきまして、敬意を表したいと思います。

それから、合併10年を経過しまして、町行政は人口減少はもとより、少子高齢化の進展、社会保障費の増加、町債の償還、交付税の減額等の問題が山積

しております。また、行財政改革の取り組みは、喫緊の課題でありかつ不可欠であると私は思っております。

一口に行財政改革の取り組みと言いましても、多岐に渡っておりまして、行政の効率化を進めることとか、職員の定員管理とか、給与の適正とか、財政運営の改革等を、審議がなされたことはご案内のとおりでございます。

そこで、1点目の質問でございますが、審議会の答申を受けて、これらを推進するに当たって、今後どのような庁内体制を構築して、行財政改革に臨むのか、具体的に考え方をお伺いいたします。また取り組み状況の進捗状況を定期的に報告されるのかどうかもあわせてお伺いします。

私の前の議員の前川議員と木戸口議員からも質問がございましたが、そのときに答弁をいただきましたが、私がもう一度質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

総務税務副参事、森川直昭君。

**○総務税務副参事（森川 直昭）** 議員のご質問のございました、庁内体制でございますけれども、審議会の答申書におきまして、事業や事務の効果的、効率的な分担、受付窓口の明確化、職員の効率的な配置等の視点で見直すべきであるとされております。

これを受けまして、町当局として課のあり方の検討を重ね、本定例会に課設置条例の全部改正案を提出させていただいており、平成 29 年度から組織の改編を行うこととしております。行革の取り組みにつきましては、新しい課を中心として、引き続き取り組んでいくこととなります。

また、今後の行財政改革の取り組み状況ですが、各種事業は、基本的に事業費、すなわち予算が関係しておりますので、3カ年の実施計画である「多気町ええ町づくりプラン」や、各年度の当初や補正予算案において、具体的な内容をお示しすることとしております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） いろいろと課の中で戦略立案とか、進捗管理を行われるわけですが、この答申された部分は慎重に受け取っていただきたいと思います。

答申された事項につきましては、29年度から31年度までの3年間で検討していくというような実施計画をまとめるという考えでございますけれども、正直、答申されたとしても、すぐに修正できるものとはできないものがあるかと思いません。

本町におきましても、合併交付金が今後5年間、毎年1億円、まあ5億円と言われていますが、7,000万の減額というようなことを聞いております。総額3億5000万が生じてくるわけですし、町税につきましても、歳入増という事案も見当りません。県におきましては、概算要求基準が、大幅なマイナス・シーリングがかかっていると仄聞しております。非常に厳しい予算環境でございます。新規はもとより継続事業も優先度を決めて実施するとかですね、何らかの事業をスクラップにしていかなければ、事業ができないのではないかと慮されるわけでございます。

そこで、このような環境の中、本町において行財政改革の答申をどのように29年度予算に反映させて予算編成をされるのかお伺いします。これちょっときいたんですけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務副参事、森川直昭君。

○総務税務副参事（森川 直昭） 町長の諮問を受けて提出された答申書を、予算編成に反映させることは非常に重要です。そして、議員が指摘されましたように、今後、一般財源、特定財源を問わず、その確保がますます厳しくなる状況でございます。

答申書の内容を最大限尊重することはもちろん、場合によっては、それ以上

の改革の取り組みが求められるかもしれませんが、一方では、今までの事業の継続性や公共サービスの質及び量を低下させるとの危惧などもあり、十分に検討した上で、総合的な判断を行っていかねばなりません。

以上の様な考えに基づきまして、平成 29 年度当初予算案の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** 無い袖は振れませんので、そこら辺はやっぱり予算編成に表れてくるんじゃないかなというふうに私も思っております。

次に③点目でございますが、行財政改革審議会から 91 事業について答申をなされました。本来議員もですね、事業仕分け的な総点検をする必要なんでしょうが、今後、行政の力で事業仕分けが行われると思います。事業仕分けというのは、過去の国会におきましては、非常に盛んにやられまして、公開で事業仕分けが行われました。今の政府もやってるんですけども。十分そのコストカットが多数だったと記憶しております。

しかし事業仕分けは、コストカットの手法と思われがちですけども、その事業は、行政の仕事なのか、民間の仕事なのか、県と連携の仕事なのか、広域連携の仕事なのかというような事業の 1 つの棚卸しというのが狙いで、事業の再構築のための手法であると思います。

これはあくまでも行政マネジメントの仕組みをどう変えていくのかという思いでありますし、私もこの答申の 91 事業のひとつひとつをつぶさに、いろいろ聞きたい事業が種々あるわけでございますが、とりあえず、次の項目についてお伺いしたいと思います。

1 つは、都市計画についてでございます。この事業は、平成 4 年の都市計画法改正により創設された制度であり、平成 17 年度いわゆる合併前でございますが、平成 17 年度、18 年度に策定されております。そして本町は平成 27 年度

から 28 年度にかけて、委託事業として 27 年度約 1,000 万、28 年度約 870 万円と予算計上されております。

実は、8 月 22 日に勢和地域の住民の聞き取り会が、委託事業者の主導で開催されました。私も出席をさせていただいたんですが、マスタープランの策定だからと思ひまして、興味深く参加させていただきました。そのときに、非常に会場での作業ではあまりその都市計画というのが、非常にわからなかったというんか、不明なところが、これが都市計画の作業なのかなというような疑問を持ちまして、素朴な疑問ですけども、そして、主要施策の成果の冊子を見直ししましたんですけども、そこでまた拍子抜けをしました。そこでですね、このマスタープランは、町長直轄の事業ではないかと思うわけですが、策定に関して、庁内の作業及び検討体制についてお伺いいたします。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

建設課長、森田文彦君。

**○建設課長（森田 文彦）** それではお答えをいたします。

都市計画マスタープランでは、都市計画に関する基本的な考え方をまとめたものでございます。多気町では、平成 19 年 3 月に策定した都市計画マスタープランに基づき、まちづくりをすすめてきました。当初の多気町都市計画マスタープランの策定から、10 年が経過しようとする中、社会情勢の変化に対応するため、平成 27 年、28 年度の 2 カ年で改訂による第 2 次都市計画マスタープランを策定しています。

都市計画マスタープランの策定にあたっては、行革審の答申でもありましたように、地域住民等の意見を聞いていく機会を設けることが重要であり、アンケート調査の実施、これについては 1,500 人を対象としております。地域別のまちづくり意見交換会により、意見聴取を行っています。この意見交換会は、5 地区で実施しております。2 回目の開催の予定では、2 回目は 12 月 6 日、12 月 15 日にかけて予定しております。また、山際議員もご参加していただきたいと思ひます。

地域別意見交換会で出ました意見は、その後、町課長職で構成される庁内作業部会、及び有識者・住民代表で構成される、それぞれの立場・視点から意見を聞く検討委員会に諮りながら業務を進め、地域別意見交換会の意見等を踏まえ、全体構想を調整をしていきます。

最後に、有識者・住民代表、多気町議員の代表で構成される都市計画審議会に諮り、策定をいたします。

なお、都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、どのような都市にしていくかといった将来像や、整備方針を明確にするものです。この都市計画マスタープランに定められたことを即実行に移すといった性格のものではございません。

以上でございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** 本当にこのマスタープランの策定方針っていうのは、非常にその長期間っていうんじゃなくて、基本構想からいろいろからやられるわけですけども。この私は多気町都市計画マスタープランの策定方針っていうのをネットで取ったんですが、非常に細やかで、難しいっていうんですか、いろんなところにリンクしとる、というようなこのチャート図っていうんか、を見ると、難しいものだなというようなことを感じました。庁内検討体制の整理からいって、審議会、町長からマスタープランの検討委員会が、学識経験者、住民代表、主要企業代表、三重県、これは多気町助役になってますけども、副町長になるんでしょうけども。そういう主なメンバーの方々が入って、検討委員会を検討されるということになってます。

それにリンクして、各担当課長が事前にいろいろな検討をされると。これはもう非常にその町、役場自体のプロジェクトかなという非常に重要な事業だなというようなことを痛感しまして、今度12月12日に私の、1回目を出させてもらいましたので、ご案内をいただきました。12日の月曜日には、行く予定で

ございますが、そこで1つちょっとショックだったのが、こういうマスタープランのあれで、委託事業っていうんやないけども、コンサルがですね、その主になってバンバン進められていくわけです。私は役場の人やるんかなっていうようなあれがあったんですけども、丸投げのような感じもしました。これはコンサルに委託して策定されるわけなんでしょうけども、事前に住民にですね、わかるような説明が必要かなというような感じを受けました。第2回意見交換会が開催されるわけでございますが、そこら辺をやっぱきちっと説明するべきだと思います。今度10年後になるんでしょうけども、勢和地域におきましては、その都市計画っていうのが、あまりそのなじまないっていう部分がありますので、そこら辺の部分はわからない人っていうんか、曖昧な形でですね、出てきていただいているというような人も結構いたんじゃないかなというふうに思います。ですから、第2回にご案内いただきましたけども、出席率が悪いんじゃないかなというような私は思っております。

行財政改革の答申にかかりますいろんなどんな事業でも、やはりコストパフォーマンスが必要でございます。費用対効果っていうのが重要ですから、旧態依然とした事業を進めるのではなく、やはり、事務事業の見直しや、時代に即した組織、今回上程されましたけども、そういうのを念頭に置いていただいて、対応をお願いしたいと思っております。いかに行政の効率化となされるのかというのを我々は期待したいと思っておりますし、今の流行りの言葉であります、「町民ファースト」っていうような部分もございます。事務事業の評価につきましてもですね、ぜひやっていただきたいと思っております。内部評価、自己評価でも結構。要するに、事業シートっていうのを活用していただいて、行政評価をぜひやっていただきたいというふうに思います。それで、それを情報公開というような形でですね、町民共有をするというのがやはり公務のサービスじゃないかなというふうに思うわけでございます。ぜひ、その部分もしっかりやっていただいて、お願いしたいと思っております。

その情報公開っていうか、事業シート、いわゆる内部評価っていう部分につ

いての考え方は、いかがでございますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務税務副参事、森川直昭君。

○総務税務副参事（森川 直昭） 事業シート、評価ということなんですけども、今回行財政改革等審議会をさせていただくときにも当然事前には各担当部署で、事業シートという言い方をしたんですけども、この当然 91 事業すべてについて、作成をして、それを審議会の委員さんにお見せして、当然さらに担当課が審議会に出席をしまして、ヒアリングまでしていただいたというふうな、1つそれが、今こういう事業をやってます、それでこういう成果あるいは逆にこういう課題がありますというのを全て委員の方々にお示した上で、今回こういう議論を経て答申書を作成していただいています。たぶん議員のおっしゃられるのは、今後いわゆる庁内っていうか役場内のほうでしっかりそういう評価を続けて、できれば町民の皆さんにですね、例えば今年度の事業はこういう形でした。こういう成果がございました。逆に、こういう課題がありました、というのをお示しすべきだというふうな意見とうかがわせておりますので、今後行財政改革のほうには役場内では、来年度から企画調整課が主として担当して担当していくこととなりますので、またそこらあたりは、各課と連携を取りながら、進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） この行政シートなんかは、公開しにくい部分があるかと思います。要求があった場合にはやはり出さんならんので、あれなんですけども、内部でひとつそういうのをしっかり、事業シートなりで行政評価やっていただければ、今後のその多気町の事務事業のっていうんか、進展するんじゃないかなというふうに期待をするところでございます。

次に、2項目でございます。多気中学校の建てかえについてでございますが、

町長、教育長で、お伺いしたいと思います。

合併特例債対象事業費の 95%を起債、まあ地方債でできて、その 70%を交付税に算入されるというおいしい特例債でございます。それで一般財源は 5%ということでございますけども。

そういう合併特例債を活用して、多気中学校の校舎などの建てかえをするという事案でございます。建てかえ時に多気中と勢和中の統合の話が投げかけられましたけども、保護者、行政双方とも、正直、随分時間を割きました。「当分の間統合を見送る」ということでこの件については先送りされましたですが、今後はですね、「多気中学校の建てかえに議論をするという方針」を町長は出されたわけでございます。

ご案内のとおり、この特例債は条件付きでございます。平成 32 年度末までに開校しなければならないということでございますが、多気中の建てかえ工程を概括的でも結構ですのでお示しいただきたい。先般の全員協議会の中でも説明がございました。あくまでも本会議の中で、一般住民の方にも確認をしていただくというようなことでもありますし、1つここでももう一度説明をしていただきたいと思います。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 学校組合での協議をまだ終えておりませんが、建てかえということになりましたら、松阪市の意向も考えあわせ、現在考えられる予定といたしましては、平成 28・29 年度に現在の校舎の耐力度調査を実施し、それを受けて平成 29 年度で設計、平成 30 年・31 年度で建設、そして 32 年 4 月開校というスケジュールになると思います。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5 番（山際 照男）** 1 年前倒しということで、なっておりますけども、そこでですね、いろいろとその建てかえというのが表へ出てきとるんですけども、

多気中学校築 51 年ということでございます。私どもは本来、その現在の多気中学校の校舎の雨漏りとかですね、ひびとか、壁の剥離とかの状況がどれくらいなのかと。私は確認したわけではございませんけども、ただ、築 51 年ぐらいで、RCいわゆる鉄筋コンクリートの建築物が、傷むのかなというような素朴な疑問が持つわけです。RCの寿命は建築学会の基準ですと、65 年以上と言われております。そのケースケースで違うわけでございますけども、建築士会等でこの説明でいきますと、耐力度調査とか、いろいろな部分がありまして、そこら辺をクリアしないと建てかえができないというようなこともお聞きをいたしました。建築士会等の専門家の検査をしていただいたことがあるのかどうか、お伺いしますということを私は質問を出させていただきましたけども、これはなされていないと。今後、そういう危険度というんか、そういうのをやられるということをお聞きしましたので、これはもう既に聞いておりますので、省略をさせていただきます施度も、この 4,500 以下っていうのはですね、以下が危険度なんだという説明を受けましたけども。この 4,500 ってにのがどのような基準なのか、そこら辺は教えていただきたいと思うんですが。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

**○教育課長（稲葉 基文）** 耐力度調査というのは、1 万点満点という点数で行われます。それからどんどん危険である部分をマイナスして行って、それが 4,500 点を下回ると、危険だということで、いろいろ建物の傾きとか、コンクリートの劣化とか、それから鉄筋の腐食具合とか、そういうのを調査して点数化していくということでございます。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5 番（山際 照男）** そういう調査というのはわかりました。そういうところでですね、これは 1 級建築士に、建築学会に委託されるのか、その中の 1 級建築士さんに委託されるんだと思いますけども、文科省のそのあれは建築士に出

さなくてもいいというようなことを書いておったような気がするんですけども、そういうことはないのでしょうか。

なんか、精通してる人に見てもらったらいいというようなことを書いてあったような気が、小中学校につきましては、高等学校は別としましても。市町村の小中学校っていう部分はそういう方にもええというようなことを書いてありましたけども、ような気がしたんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○教育課長（稲葉 基文） 国庫補助金を受ける対象にもなりますので、1級建築士がその耐力度調査ということができる講習を受けた者というふうに聞いております。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） そこでまたちょっとあれなんですけども、その多気中の築年51年経ったと思いますけども、そことですね、その建築学会の65年という、保全を実施すればRCの場合は100年でも150年でももつっていうふうなことを言ってるんですよね。51年というのが、どうかなという気はするんですけども、私はその改築をダメだっていうことは申し上げられませんけども、いい校舎、学び舎が建てれば、それは子どもたちも喜ぶでしょうし。しかし、その老朽化率、その建築士学会が4,500以上であればそれは特例債を借りられやんっていう部分が出てくるんでしょうけども。そのそれまでに65年っていう部分と51年の部分っていう誤差があるわけなんですけども、教育委員会としては、どういうふうな考え方を持ってらっしゃいますか。特例債があるからやるんだというような形なんですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育課長、稲葉基文君。

○教育課長（稲葉 基文） コンクリートの寿命が65年あるいは税法上は47年

とかいろいろ言われておりますが、結果としては、その耐力度調査をやった結果というのが一番重要になると思っております。きっかけは確かに、特例債があるということで動きだしたんですが、耐力度調査をして、危険であると認定されれば、ぜひ建てかえていただきたいと考えております。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** それでは次に入りますけども、多気中学校の老朽化が厳しい中で、損傷度がどれくらいかわかりませんが、現状を聞いているだけでは議論をすることはできないと思います。その建築学会の人も含めてなんですけども、我々は「百聞は一見にしかず」と言われるように、私どもは実態を見たいと思っております。

また、建築時期が、2020年という1年前倒しになったということになってますけども、オリンピック施設の建築時期と一時競合するわけでございます。これについては、町長も認識されております。そうすると建設物価が高くなるとともに人手不足、必然と建設費が高騰するわけであると思います。それなら特例債にこだわらずですね、時期を外して建設したら、その高騰分が相殺できるのではないかと素人考えで思うわけでございます。

RCの使用限度が経年65年ぐらいまでと、もちますよと。65年以上にもつわけでございますが、そこら辺までもたせていただいて、それで、あとは学校整備補助金を利用して建設してはどうかと思います。これは小学校の関係もあるんですけども、多気地域の小学校の経年等がかかわってきますので、その部分も加味しなければならないことは承知しておりますけども、この部分では、中学校の部分で1つ考え方をお願いしたいと思っております。いわゆる特例債を使わずにということで。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** 山際議員のほうから、その建物は65年でも70年でもも

つやないかと。建っとったらもつと思います。ただ、地震が起きて、阪神淡路のやつを参考に、もたんでいうことで、耐震をやりました。これはもうほとんどの所はそうです。もうご承知のように、耐震は一時どどっと揺ったときにはもつとるよと。でもその後、あの余震が大きなんが来たときはもたんかわからんっていうのがあって、耐震補強っていうのを、この庁舎もそうでありまして、多気中もそうでありまして。やりました。

今回、築 50 年を超えてまして、今回特例債もあるっていうことで、それに取り組んだらどうかということで、今おっしゃられたように、確かに、オリンピックのこともありますし、いろんなこともあります、今建設価格がぽーんと上がってますので、非常にそれは心配をしております。ただ、もしこれを、今回の特例債を活用できるのにやらんだ場合、今から 10 数年先にやらなければならんってなったときに、いま多気町で抱えとる施設っていうんは、これは全国ほとんど一緒やと思うんです、だいたいよく似た時期にやってますので。

今多気町以外でも、建てかえやらなければならんっていうのがたくさんあるんです。多気町でいきますと、小学校、それから保育所も今子供の数の関係もありますし、古い保育所もありますので、その辺もあります。今から 10 年前後に、ぼこぼこそんなんが重なってきてますので、今ここで、特例債が活用できるのであれば、活用していきたい、ということでありまして。

我々も見に行ったらどうかということをおっしゃるんですけども、たぶん専門家に近い人も、見に行ってもわからんと思います。多気中は今崩れてくるか、ひびが入るとるか、雨漏りがえらいんでコケるかっていうことはないと思いますので。あとは、専門家の耐力度調査をお任せするということになると思います。自分たちがやってきたのは、例えば、コンクリートの強度をすんのに、例えばシュミットハンマーでボコーンとやって、どんだけ反発強度があるとか、それからコアは抜いて、その強度がどんだけあるか、どんな試験されるかわかりませんが、これはもう専門家にお任せをして、耐力度調査をやってもらって、5,000 点以下、4000 なんぼでしたっけ、になるっていうことであれば、こ

れはもうぜひ取り組んでいきたいと思います。

イニシャルコストがかかるか、これからまた、補修やほんなんやってって、ランニングコストがかかってくる。もしものときにどうやっていうことになりますので、誰もこれ判断できやんと思うんです。これも皆さんと一緒に政治的判断も入れて、取り組んでいかなければならんと、こう思ってますので、よろしくをお願いします。

くどういようですけども、耐力度調査をまずやらなければ、と思ってます。これやらんと、全協でも報告させていただいたように、補助金出ませんので。これ出やんとなると、ちょっとまたもう一遍考え直さな難しいかなとも思います。

以上です。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** その最初のときに、町長がね、勢和中との統合のときに、多気中を建てかえなければならんと。そのときにひび割れ、雨漏りがするんだというような、最初のイントロの部分で、言われましたので、じゃあ私も見に行きたいと。というような考え方で、まあ素人ではわからんような形やといわれたら、それはもう見に行っても仕方がないと思いますが、そこら辺の中で、私はそういうふうにしたわけでございます。

確かにですね、建てかえとなると、大変な金額がいきます。鎌田中学の新校舎を見ましても、だいたい今の時代に沿った、いわゆるコミュニティスクールっていうんか、そういうような建て方をするんだというような、こういう新聞に載ってましたけども、これは新未来の新校舎だというふうに私は思っております。確かにその特例債っていうのはですね、おいしいあれだと思います。32億円かかるとしても、22億円の交付金をいただけるんですから、自己資金が9億なんぼかっていうような計算になろうかと思えます。まあ本当に、32億円の財産を9億円でいただけるっていうのは、非常にありがたいとは、私も思っておりますので、そういう4,500以下になれば、建てかえるというような形にな

ろうかと思います。ぜひそういうことで、建てかえていただければというふうに思います。

やはり学び舎ってというのは、ゆくゆく将来までの子供たちの勉強のところですから、やっぱし私は、地産地消ってというようなですね、形の材料を使っただいて、立てていただいて、多気町のその流行の話ですけども、多気町の学校のレガシーになるようなですね、建物を建てていただければ、これは久保町長のときにつ建てたんだというよなですね、1つ勲章もあるんじゃないかというふうに思います。

それと1つ、私は疑問に思ったのが、5年っていう期間がですね、4年にあっさり変更になったというこの過程があります。勢和中との統合の話の時点では、組合立という位置づけはあったものの、市とのお話も曖昧じゃなかったのかなというふうにこの間、その協議会の中で思ったわけでございます。勢和校区にの保護者にですね、ボールを投げられたという話であったんですが、そのときに、非常に勢和校区の保護者、いわゆる保育園から中学校の保護者は、エネルギーを正直使いました。その中で5年という部分のスパンでやるというようなことだったんですけども、この間4年というような話が出ましたんで、え、というふうな、私はびっくりしたわけでございます。これは本当に、私に言わしたら、拙速だったのはあれですけども、本当に滑稽、稚拙な話じゃなかったのかなというふうに思ったわけでございます。

町長の政治手法かもわかりませんが、今後ですね、そういうようなことがないように、お願いはしたいなというふうに思っておりますし、今松阪市とのその協議が済んでないというような話があったような気したんですけども、そこら辺はどうなってるんですか。

**○議長（西村 茂）** 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

**○町長（久保 行男）** 拙速なとこう言われたんですけども、もしそういう話があったら山際議員やったらどうされますか。本当に議会のほうでも説明させて

ただただ、国のほうから、延ばしてあげようという話が出たんで、我々は飛びついたということでもありますので。こんな初めからわかつたら、こんな話はしませんので。

これは議会の皆さんにも説明させていただいたように、特例債が5年延びたんやということで、急な話になって、これはもうお断りをしながら、そういうことをさせていただきました。

それから、松阪市ですけども、松阪市へこの間、教育長と一緒に行きました。松阪市の市長と、この間全協で話させてもらって、そのときに初めて松阪市から、何とか1年早うしてもらえんやろか、ということをおっしゃったので。松阪市は今年の初めにも話をさせてもらっておりますので。これは松阪市側から、お願いということで、何とか1年前倒しして、松阪市も特例債が活用できるんやというようなことを言われております。

ただ、松阪市がその学校組合ということでもありますので、本当に松阪市が特例債を受けられるんかどうかは、我々は、松阪市側で確認してもらうことであって、我々で確認はしておりません。多気町としては、自分とこの学校ですのでいいですけども、松阪市としては、どうなのかはちょっとわかりませんが、先般、そういう市長からの要望が出ましたので、私どもでは、それなら協力させていただきましょうということで、話をさせていただきました。

これは本当に、山際議員も腑に落ちやん部分と心配される部分あると思うんやけども、本当に、発端は、お国のほうからそういうおいしい話をいただいて、私どもはぱくっと飛びつかせてもらった、ということですので、よろしく願いします。

**○議長（西村 茂）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○5番（山際 照男）** そういうようなことでもありますから、松阪市とのうまく話を付けていただいて、多気中学の建てかえ、いわゆる学び舎のレガシーになるような校舎を建てていただくように期待しております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 茂） 質問を終わります。

以上で、山際照男君の一般質問は終わります。

---

○議長（西村 茂） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

どうも、ありがとうございました。

（ 14時41分 ）